

港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

第1章 子ども・子育て分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和5年4月～令和5年9月）	今後の取組予定（令和5年10月～令和6年3月）	担当課
1 就学前児童の総合的な支援【重点施策】	(1) 保育園待機児童ゼロの継続	①保育施設の充実【年次計画事業】	A	a	平成31年以降、4月時点での待機児童ゼロを継続している一方で、区内就学前児童人口の減少等に伴う保育需要の減少により、区内保育施設の定員に空きが生じている状況です。 令和5年度の保育定員（区の利用調整の対象とならない施設等を含む）は8,664人と、令和4年度の8,841人から177人減とするなど、現況を踏まえた対応をしながらも、令和5年4月の待機児童数はゼロとなりました。	4月時点での待機児童ゼロを継続するとともに、区内保育施設の定員に空きが生じている状況や保育需要の動向を注視しながら、「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」に沿って、保育定員の適切な管理に取り組みます。 港区保育室についても、引き続き、将来的な終了も視野に入れた定員設定を行います。	子ども政策課 子ども政策推進係  子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係
		②認定こども園の整備【新規事業】	A	a			
		③みなと保育サポート事業の充実	A	a			
		④地域型保育事業の実施	A	a			
		⑤大規模開発における認可保育園付置の要請	A	a			
		評価	A	a			
	(2) 多様な都心型保育サービスの充実	①延長保育事業の推進	A	a	各家庭の就労実態等に合わせて、区立・私立認可保育園、認定こども園、港区保育室、小規模保育事業所のすべての施設で延長保育を実施し、保育需要に対応しました。 8か所の子育てひろば「あっぴい」と「あい・ぽーと」、みなと子育て応援プラザ事業「Pokke」の計10か所で乳幼児一時預かり事業を実施するとともに、認可保育園9か所で一時保育事業を実施しました。 病児保育室5施設、病後児保育室1施設で病児・病後児保育を実施しました。 訪問型病児・病後児保育利用助成では、経済的な負担軽減を図るとともに、子育てと就労等の両立を支援しました。	延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育を引き続き実施し、就労形態の多様化、通勤時間等、各家庭の実態に応じた保育需要に対応します。 一時預かり事業を実施する子育てひろば「あっぴい」では、利用者の需要を把握し、定員枠の変更やキャンセル規定の導入などを検討します。 訪問型病児・病後児保育利用助成では、引き続き利用料の一部を助成するとともに、制度を病児・病後児保育室利用者等へ周知します。	保育課 保育支援係  子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係
		②一時預かり事業の推進	A	a			
		③病児・病後児保育の充実	A	a			
		④訪問型病児・病後児保育の利用助成	A	a			
		評価	A	a			
	(3) 子育て支援サービスの充実	①利用者支援事業の推進	A	a	保育コンシェルジュ・子育てコーディネーターによる相談体制の整備や、子育てひろばによる子育て家庭の親と子どもが集える場の提供、利用者相互の交流促進と育児不安等に関する相談、援助等を行いました。 保護者が疾病等で乳幼児を養育することが困難な場合に、児童福祉施設で短期間、宿泊を伴う養育を行いました。 助産師等が乳幼児家庭訪問を行い、医療や福祉等の関係機関と連携して必要なサービスにつなげるなどの支援を行いました。 訪問実施率向上のために、妊娠届出時・妊婦全員面接（みなとプレママ応援事業）での事業勧奨や、ホームページを活用して事業の周知に取り組みました。 子育て援助活動支援事業の協力会員研修を実施し、子育てを手助けする人の確保を図りました。	利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育てひろば事業、子育て援助活動支援事業を引き続き実施し、保護者の求めるニーズに応じた子育て支援サービスの充実をさせていきます。 乳児家庭全戸訪問事業は、妊娠届出時やホームページ等を活用し勧奨を行います。里帰りをしている人も多いため、他自治体との連携による支援を行うとともに、訪問実施率の向上を目指します。	子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係  健康推進課 地域保健係
		②子育て短期支援事業の拡充	A	a			
		③乳児家庭全戸訪問事業の推進	A	a			
		④子育てひろば事業の推進	A	a			
		⑤子育て援助活動支援事業の充実	A	a			
		評価	A	a			
	(4) 教育・保育の連携体制の整備	①保育園、幼稚園、認定こども園、小学校での交流・連携	A	a	「保幼小連絡コーディネーター協議会」を開催して情報交換を行い、各小学校区域での交流・連携に活かしています。また、19の小学校区域が保幼小合同研修会を実施したほか、6月には幼児教育研修会を実施しました。幼児教育研修会のアンケートでは、約80%の参加者が「よかった」と回答し、幼児期から児童期への発達の変化を捉えた教材について理解を深めるなど、保幼小の保育士・教員が共に学び合いました。	引き続き、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続に向け、各小学校区域の実情に応じて保幼小の保育士・教員同士で協議を深めるなど、小学校区域での連携を強化します。また、幼児教育研修会を1回開催し、幼児教育の質の向上を図ります。参集、オンラインそれぞれの長所を踏まえて開催方法等を工夫します。	教育指導担当  子ども政策課 子ども施設指導係
		②保幼小合同研修会等の充実	A	a			
		評価	A	a			
(5) 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保	①育児休業からの復帰後の入所支援の充実	A	a	育児休業明け入所予約制度の実施に加え、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者を支援するため、保育コンシェルジュによる子育てひろば「あっぴい」での出張説明会を実施しました。	令和5年度も育児休業明け入所予約制度を継続実施するとともに、保育コンシェルジュや母子手帳アプリなどを活用することで、育児休業制度を安心して利用できる環境を整えます。	保育課 保育支援係	
	評価	A	a				・保育コンシェルジュ出張説明会：実施6回

第1章 子ども・子育て分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和5年4月～令和5年9月）	今後の取組予定（令和5年10月～令和6年3月）	担当課
2 子ども・子育て支援の質の確保	(1) 子ども・子育て支援体制の強化に向けた環境整備	①港区児童福祉審議会の設置 【新規事業】	A	a	港区児童福祉審議会では、保育部会、里親・子どもの権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証会の3つの部会で調査審議を行っています。保育部会では、私立保育所の計画承認を2件、認可1件を審議し、里親・子どもの権利擁護部会では、里親の認定等や子どもの意見を代弁するアドボケイトの事業報告など、子どもの権利擁護に取り組み、子どもの安全安心を支えることができました。児童虐待等死亡事例検証部会では、1件の事案検証を行い、区内の困難を抱える子育て家庭への支援を向上させることを目的とした報告書を作成しました。また、港区子育て支援員研修を実施し、地域で支える体制づくりを進め、子育て家庭に対する支援の幅を広げました。 ・保育部会：2回（5、6月）・里親・子どもの権利擁護部会：5回（4、5、6、8、9月）・児童虐待死亡事例等検証部会：2回（7、8月）・港区子育て支援員研修：1回	児童福祉審議会の3部会を適宜開催し、保育所の新規開設、里親の認定・登録の更新、子どもの権利擁護などを審議し、子どもの命と権利を守る取組を継続します。子ども・子育て支援者を育成する港区子育て支援員研修をオンラインを活用しながら年2回実施し、人材育成を通じて、地域の子ども・子育て支援体制を強化します。	子ども政策課 子ども政策推進係 子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係
		②地域における子ども・子育て支援者の育成	A	a			
		評価	A	a			
	(2) 保育園における保育の質の確保	①保育士の業務負担軽減の推進 【新規事業】	A	a	区立保育園における保育業務支援システムの更なる活用について検討するとともに、私立認可保育園等におけるICT化の取組を支援しました。 給食の巡回を通じた園への栄養・衛生・食育の指導、区内保育施設の給食担当者への研修を行いました。 保育士等キャリアアップ補助事業や保育士等宿舍借り上げ支援事業を実施し、私立認可保育園や認証保育所等の事業者による保育従事職員の賃金改善や処遇改善の取組を支援しました。 児童、保護者等が安心して保育施設を利用できる環境を整備する経費に対して補助を行い、保育施設における安全確保を推進しました。 ・給食巡回指導施設数：区立認可保育園22施設、私立認可保育園等104施設	引き続き、公私立を問わず、保育園におけるICT化を更に推進するため、取組の拡充や支援を行います。給食の巡回や研修を通じた園への栄養・衛生・食育の指導を行います。引き続き、保育施設における安全確保のため、安全対策や事故防止に係る経費に対する補助を行うなど、安全で質の高い保育サービスを提供します。	保育課 運営支援係
		②給食を通じた食育の推進	A	a			
		③保育従事職員の確保・定着の支援	A	a			
		④保育施設における安全確保の推進	A	a			
	(3) 就学児童の居場所づくりにおける質の確保	①学童クラブ事業の充実 【年次計画事業】	A	a	学童クラブは、学童クラブ需要に対応するため、令和5年4月1日から、放課GO→学童クラブあかばねの定員を30人から77人に拡大しました。また、令和5年3月31日に三光学童クラブ（定員160人）を終了、令和5年4月1日に神応学童クラブ（定員170人）を開設し、学童クラブは36か所3,480人の定員となりました。 また、質の確保のため、各学童クラブの職員に対し、東京都で実施している放課後児童支援員認定資格研修の受講を呼びかけ、放課後児童支援員の確保に努めました。 御田小学校の改築に伴う旧三光小学校校舎の暫定活用に合わせて、放課GO→みたを放課GO→クラブ化することとなったため、関係所管と調整を行いました。	御田小学校建替えに伴い、放課GO→みたを旧三光小学校へ移転し、あわせてクラブ化します。移転の時期や方法等の調整を関係所管と行い、令和6年4月までに円滑に移転を完了させます。令和6年4月に「放課GO→クラブみた」として開設するため、必要な準備を関係課と行います。また、各学童クラブ職員の放課後児童支援員認定資格研修受講率の向上に努め、学童クラブ事業の質の確保に取り組みます。	子ども若者支援課 子ども若者支援係 生涯学習スポーツ振興課 生涯学習係
		②学童クラブ事業の質の向上	A	a			
		③区立小学校を活用した放課後の居場所づくり（放課GO→）の推進	A	a			
		④地域における児童の健全育成機能の強化	A	a			
		評価	A	a			
(4) 子育て家庭への支援	①多胎児の子育て家庭に対する支援の充実	A	a	令和5年4月から、ベビーシッター利用支援事業を実施し、多胎児の子育て家庭に対しては、利用時間数を増加しました。「みなとプレママ応援事業（妊婦全員面接）」や「乳幼児全戸訪問」を実施するとともに、「ふたごの会」を開催し、多胎児を持つ親同士の交流を行いました。多胎妊婦に対して妊婦健康診査の費用の追加助成について周知を行いました。 「保育園であそぼう」「園庭開放」「子育て相談電話」を実施し、遊びの場や保護者同士が知り合う機会の提供や、育児の困りごとへのアドバイスをとおして、在宅子育て家庭への支援を行いました。 ・「保育園であそぼう」参加者：300人（4～8月） ・「園庭開放」参加者：32人（4～8月）	「ふたごの会」や「多胎児妊婦健診費用追加助成」、「みなとプレママ応援事業（妊婦全員面接）」、「乳幼児全戸訪問」等により多胎児の健やかな発達と保護者への支援を推進します。引き続き、「保育園であそぼう」「園庭開放」「子育て相談電話」を実施し、遊びの場や保護者同士が知り合う機会の提供や、育児の困りごとへのアドバイスをとおして、在宅子育て家庭への支援を行います。	子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係 健康推進課 地域保健係 子ども政策課 子ども施設指導係	
	②保育園における在宅子育て家庭向け事業の推進	A	a				
	評価	A	a				

港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

【基準日】  
令和5年9月30日

第1章 子ども・子育て分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和5年4月～令和5年9月）	今後の取組予定（令和5年10月～令和6年3月）	担当課
3 特別な支援が必要な家庭や子どもの支援【重点施策】	(1) 港区子ども家庭総合支援センターの整備	①児童相談所の設置による迅速かつきめ細やかな援助の実現【新規事業】	A	a	児童虐待の専門的な対応力を持つ児童相談所と、地域の関係機関との連携力を備えながら子どもと家庭の総合相談機能を持つ子ども家庭支援センターが同一の施設に設置されていることで、相談の内容に応じたきめ細やかで柔軟な支援の展開を図っています。	今後も、各機関の多様な専門性と連携力を生かし、あらゆる課題を抱える子どもや家庭に寄り添い、切れ目のない支援に取り組みます。単なる危機管理的側面に留まらず、子どもの権利擁護を中心に据え、子どもの人権と最善の利益を守ることを職責とし、支援機関とも必要に応じて連携しながら子どもの福祉の実現を図ります。引き続き、区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子を保護し、自立に向けた支援に取り組みます。	児童相談課 児童福祉係  子ども家庭支援センター 家庭相談係
		②区立母子生活支援施設の設置による母子保護の推進【新規事業】	A	a	児童虐待等緊急性を要する案件については迅速に協議・リスク判断・必要な対応につなげる等、複合施設の強みを生かしながら家庭の状況に合わせた適切な支援を行いました。		
		③子ども家庭支援センターへの家庭相談機能の統合による支援の充実	A	a	また、区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子を保護しました。		
		評価	A	a	・児童相談所相談受付件数 750件 ・援助方針会議：毎週水曜 個別ケース検討会議：随時		
	(2) 児童虐待防止のための環境の整備	①要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進	A	a	安全確認ができない児童について、要保護児童対策地域協議会を通じて情報把握を行いました。子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業において、公私立保育園・幼稚園や公立小・中学校等の関係機関を訪問し、課題や不安を抱える家庭の情報を収集し早期の支援につなげました。	要保護児童対策地域協議会を通じた情報把握や、子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業による要保護児童等の早期発見及び適切な支援、虐待の未然防止を図ります。港区おとなの子育て相談ねっと、みなと子ども相談ねっと、電話相談、面接相談、保健師、心理士の専門相談など様々な相談体制を生かしながら、引き続き現状に即した適切な対応を図ります。保護者の疾病等で家事や育児に困窮している家庭に対し、養育支援訪問事業を実施し、その他の支援の調整を行います。	子ども家庭支援センター 相談支援係
		②子ども家庭支援センターの相談体制の充実	A	a	「港区おとなの子育て相談ねっと」等の相談体制の充実により、虐待の早期発見や防止に繋がりました。		
		③養育支援訪問事業の充実	A	a	家事支援や育児支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問事業につなげ、適切な支援を行いました。		
		評価	A	a	・港区おとなの子育て相談ねっと：66件・港区子ども相談ねっと：17件 ・養育支援訪問事業：3世帯20回		
	(3) 児童虐待防止対策等の充実	①DV被害者支援策の強化・充実	A	a	DV被害者の支援活動を行う民間団体に対し、活動経費の一部を補助しました。	DV被害者支援活動を行う民間団体への補助や、DV加害者の更生プログラム経費の補助を通じて、DV被害者支援に取り組みます。11月の児童虐待防止推進月間に向けた広報への掲載、区民向けワークショップや障害児・障害者の絵画展示等を開催し、広く周知・啓発を行います。子どもの権利条約についてもリーフレットの配布等により広く啓発し、虐待やいじめを防止していきます。関係機関から課題や不安を抱える家庭の情報を収集し、要支援家庭それぞれに必要な支援を見極め、施設において児童の養育を行ったり、母子でショートステイを利用する機会を提供していきます。	子ども家庭支援センター 家庭相談係 地域連携担当 相談支援係
		②地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進	A	a	区民向け児童虐待防止啓発を目的としたオレンジリボンシールを作成しました。		
		③子どもの権利条約の啓発	A	a	子どもの権利条約の周知啓発のため、小・中学校の全児童・生徒を対象にリーフレット「知っておきたいじぶんたちの権利のこと」を配布するとともに、認知度調査を実施しました。		
		④要支援家庭等への支援の充実	A	a	児童の養育が困難な要支援家庭等に対して、要支援家庭を対象としたショートステイ事業を通じた支援を行い、児童の養育とともに生活指導等並びに保護者への支援を行いました。		
		評価	A	a	・要支援家庭等への支援：要支援家庭ショートステイ1件 ・医学業務及び親子支援カウンセリング業務実施回数：217回		
	(4) 社会的養護体制の充実	①里親登録の拡大と支援の充実による家庭養護の推進【新規事業】	A	a		施設職員や里親等と緊密に連携を図りながら、個々のニーズに合わせた家族再統合や措置解除後の自立に向けた支援を行います。区に児童相談所がある強みを生かし、家庭復帰後に地域の中で安心して過ごすことができるよう、地域の社会資源を開拓するなど、地域の関係機関とともに支援体制を整えます。令和5年度指導検査基準及び指導検査実施方針に基づき、乳児院2か所の指導検査を実施する予定です。引き続き適正な運営の確保に取り組みます。	児童相談課 児童福祉係  子ども政策課 子ども施設指導係
		②児童のニーズに応じた社会的養護の充実【新規事業】	A	a	家庭養育優先の原則に基づき、里親制度の推進のために説明会の開催（月1回夜間開催含む）、MINATOこどもデーイベントへの出展、広報やホームページ等での周知のほか、制度普及啓発のキャラクターを製作、名称公募を行い地域や関係機関への里親制度の理解促進等に取り組んでいます。		
		③家族再統合に向けた支援の充実【新規事業】	A	a	児童養護施設等指導検査を重点的かつ効果的に行うため、令和5年度指導検査基準及び指導検査実施方針を策定しました。		
④社会的養護の施設の適正な運営の確保【新規事業】		A	a	担当児童福祉司等が施設等を訪問し、児童の家庭復帰や施設退所後等の自立に向けた支援を行いました。			
⑤施設退所後等の児童の自立の支援【新規事業】		A	a				
評価		A	a	・里親説明会のべ参加者数：10家庭 11名 ・新規里親認定数：3家庭（養育家庭2、養子縁組里親1） ・MINATOこどもデーイベント 里親PRブース来場 96家庭			

港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

【基準日】  
令和5年9月30日

第1章 子ども・子育て分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業(小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価(令和5年4月～令和5年9月)	今後の取組予定(令和5年10月～令和6年3月)	担当課
4 子ども に向けた 健全な 育成に	(1) 子どもが健やかに成 長できる環境の整備	①保育園、幼稚園、学校への 環境学習の支援	A	a	生きものやその生息環境に精通した専門家を小学校等の教育施設に派遣し、教 員対象の勉強会を行いました。	教員向けにビオトープに関する指導助言・勉強会を実施することで環境 学習の支援を行います。また、児童対象の観察会を行い生物多様性に対 する周知啓発を行います。各施設のビオトープの質の向上を目指すとし ても、観察会・勉強会を充実を図ることで、環境学習でのビオトープの 利活用を推進します。	環境課 緑化推進担当
		評 価	A	a	・先生向け勉強会実施：1施設1回		
	(2) 青少年の健全育成の ための支援	①インターネットの適正利用の啓発	A	a	7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、適切なイン ターネット環境の利用について啓発活動を行いました。	引き続き、各団体の実施する事業について、感染対策に関する情報提供 などを行い、団体活動を支援していきます。	子ども若者支援課 子ども若者支援係
		②自主的・創造的な活動の支援	A	a	各地区青少年対策地区委員会では、青少年の健全育成に関するイベン ト、行事を実施しており、区は事業の実施を支援しています。		
	③リーダー育成の支援	A	a	令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止し ていたみなとキャンプ村を再開し、野外炊飯、川遊び、ハイキング、 キャンプファイヤーや花火大会など、都会で普段は味わえない体験の機 会を青少年に提供しました。			
	評 価	A	a	-			
5 子ども の未来 の応援 【重点 施策】	(1) 生活環境の安定の支 援	①高校生不登校への支援 【新規事業】	A	a	高校生不登校への支援事業は令和4年度で終了しました。	高校生不登校への支援事業は令和4年度で終了しました。 令和5年11月から、ベビーシッター利用支援事業の対象者を小学6年 生まで拡大し、子育て家庭の生活や社会参加の支援を図ります。	教育長室 教育推進担当
		②子育て家庭の生活や社会参加の 支援	A	a	不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、ヤングケア ラー、児童虐待等の課題を抱える児童・生徒への支援として、各学校へ スクールソーシャルワーカーを週1回3時間配置しました。また、学校 の要請に応じて、随時スクールソーシャルワーカーを学校、家庭へ派遣 しました。		
		③相談体制の整備	A	a			
		評 価	A	a	・スクールソーシャルワーカー相談件数：延べ841件		
	(2) 経済的安定の支援	①教育にかかる経済的支援の充実	A	a	令和5年4月から就学援助の対象を私立学校に在学する児童・生徒の保 護者にも拡大しました。	引き続き、義務教育の円滑な実施に寄与するため、経済的な理由で就学 が困難な家庭の児童・生徒を支援します。	学務課 学校運営支援係
		②保護者に対する就労の支援	A	a	給付型奨学金の奨学生（在学生対象）を5月と7月に募集するととも に、7月の経済状況確認の際に、奨学生を対象としたアンケート調査を 実施しました。		
		③ひとり親家庭の生活支援及び 経済的支援の充実	A	a	東京都社会福祉協議会が実施する高校や大学の受験料補助制度の相談、 ひとり親家庭の教育訓練や職業訓練に対して給付金の支給を行いました 。また、離婚を考えている親を対象に、養育費保証利用助成の案内や 裁判外紛争手続利用助成、面会交流コーディネート事業を実施しまし た。		
		④子育て世帯に対する生活支援の 充実【新規事業】	A	a	エンジョイ・セレクト事業を実施し、低所得の子育て世帯に対し、毎月 食料品や日用品を給付しています。		
		評 価	A	a	・就学援助認定者数：＜港区立小学校＞974人、＜その他小学校＞34人、＜港区 立中学校＞462人、＜その他中学校＞93人（9月現在） ・エンジョイ・セレクト事業給付延べ世帯数（7月末実績）：13,541世帯		
	(3) 地域で子どもの未来 を応援する体制の整 備	①子どもの未来応援施策の 普及・啓発	A	a	港区子ども食堂ネットワークを通じ、食材支援を行う企業等と子ども食 堂のマッチング等を行いました。また、新たに子ども食堂を開発希望の 団体に対し助言や支援を行い、2団体が子ども食堂を開始しました。	引き続き、子どもの未来応援施策の普及・啓発に取り組むとともに、み なとリサイクル清掃事務所や港区内の企業等と連携し、子ども食堂の安 定的な運営を支援していきます。	子ども若者支援課 子ども若者支援係  (生活福祉調整課 自立支援担当)
②地域における子どもの未来を 応援するネットワークの確立		A	a	新規および既存の子ども食堂実施団体に対し、開催周知支援、補助金等 の支援を行うとともに、虐待防止の研修や各団体の情報交換の場を設 け、区と団体、団体間の連携を強化することで、子どもの孤食解消を図 りました。			
③子どもの孤食解消と 保護者支援【新規事業】		A	a				
評 価		A	a	・港区子ども食堂ネットワーク会員数：62（7月末現在） ・子ども食堂登録数：15（うち令和5年度の新規登録2）			

港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

第2章 高齢者分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和5年4月～令和5年9月）	今後の取組予定（令和5年10月～令和6年3月）	担当課
1 心豊かで健康な生活への支援【重点施策】	(1) 社会参加の促進	①いきいきプラザ等の充実【年次計画事業】	A	a	令和5年4月に神応いきいきプラザを開設し、社会参加を促すための環境整備を着実に進めるとともに、令和6年4月に開設予定の麻布いきいきプラザの周知等に着手しました。 老人クラブ連合会の事業計画に基づき、会場確保などの事業運営及び財政面での必要な支援を行いました。 高齢者を対象とした内容を検討し、さくらだ学校企画運営講座では、俳句の講座等、地域スポーツ教室では、ヨガ、ボッチャ教室等を実施しました。 第16期のチャレンジコミュニティ大学には、49名が入学し、港区についての理解を深めるカリキュラムを進めているほか、チャレンジコミュニティ・クラブとの連携を継続しています。 港区社会福祉協議会が実施するボランティア育成講座等の情報を広報みなど等で広く周知し、高齢者をはじめ幅広い世代のボランティア活動への積極的な参加を呼び掛けています。 高齢者の安定的な就業を支援するため、シルバー人材センターの活動について、広報や区ホームページによる周知や運営に係る財政的支援を行いました。また、10月開始のインボイス制度によって会員が受け取る配分金が減少しないよう、事務費増加分の予算措置について各所管課及び指定管理者に依頼しました。	神応いきいきプラザは、カローリング等新規事業の実施やこれまで旧神応小学校を活動拠点としていた町会・地域団体等の活動の場として、多くの高齢者等の利用につなげます。また、麻布いきいきプラザは、令和6年4月開設に向け準備を進めていきます。 高齢者の社会参加の促進となる老人クラブ連合会の活動の円滑な実施への支援や、参加者間が交流できるスポーツ教室の開催のほか、港区社会福祉協議会によるボランティア活動の普及・啓発やボランティアの育成活動を支援するとともに、積極的な情報発信を行います。併せて、チャレンジコミュニティ大学の取組の推進とチャレンジコミュニティ・クラブの活動を支援します。 また、シルバー人材センターの活動について、広報みなどや区ホームページ等の媒体を通じて周知するとともに、補助金を適切に支出し、運営等に対する支援を行います。チャレンジコミュニティ大学の第16期生の学びに関する支援を引き続き実施し、第17期生（定員60名）の募集、選考を行います。また、チャレンジコミュニティ・クラブとの連携を継続します	麻布地区総合支所 管理課 施設運営担当 高輪地区総合支所 管理課 施設運営担当 保健福祉課 地域福祉支援係 生涯学習スポーツ振興課 生涯学習係 スポーツ振興係 高輪地区総合支所 協働推進課 地区政策担当
		②老人クラブ活動への支援	A	a			
		③生涯学習やスポーツ活動の充実	A	a			
		④チャレンジコミュニティ大学の充実	A	a			
		⑤ボランティア活動の紹介と支援	A	a			
		⑥高齢者の就業に向けた支援	A	a			
		評価	A	a			
	(2) 健康で自立した生活を維持するための支援	①介護予防の気づきと周知	A	a	港区健康診査時に医療機関において行った生活機能評価（基本チェックリスト）に基づき、事業対象者に対し、各種教室などを含めた介護予防事業の案内を送付していますが、今年は介護予防知識の講座等に係るDVDもあわせて郵送し、介護予防事業の内容について具体的に周知する等、チェックリスト活用による参加促進に努めています。 また、フレイル予防対策として、新規に「栄養・生活習慣改善教室」をラクっちゃで実施し、区の高齢者の健康課題について普及啓発することで、フレイル予防を推進しています。	10月のみならず区民まつりや11月の介護予防フェスティバルなど、介護予防事業の利用者以外が介護予防の実施施設等に訪れる機会を活用して、介護予防を学ぶ場を提供するとともに、時間や場所に囚われずに介護予防に気軽に取り組めるYouTubeやDVD等の媒体があることを積極的に周知します。 また、新規事業として実施している「栄養・生活習慣改善教室」を今年度末等にカリキュラムを見直し、来年度以降は、いきいきプラザ等の他施設でも実施できるよう準備を着実に進めます。 ・「栄養・生活習慣病改善教室」 低栄養講座全12回 定員12名	高齢者支援課 介護予防推進係
		②ICTを活用した介護予防プログラムの開発・充実	A	a			
		③介護予防チェックリストの活用による参加促進	A	a			
		④フレイル予防の推進【新規事業】	A	a			
		⑤「通いの場」の充実に向けた支援【新規事業】	A	a			
		評価	A	a			
	(3) 介護予防の効果的な推進	①介護予防総合センター(ラクっちゃ)を中核とした介護予防の更なる普及・拡大	A	a	介護予防サポーター養成講座を、介護予防総合センター及び青山いきいきプラザで開催しました。今年度は、20代の若い世代の参加もあり、広い世代に介護予防の大切さを学んでいただくことができました。 また、介護予防フェスティバルの開催に向けて介護予防リーダーで構成する実行委員会を立ち上げ、いきいきプラザ等関係施設とも連携し、区全体の介護予防の普及につながるよう取り組んでいます。	過去に養成した介護予防リーダー・サポーターに対し、フォローアップ研修を実施することでこれまでの取組の振り返りと、介護予防に関する最新情報を提供します。同研修は、オンライン併用のハイブリッドで実施し、引き続きICTを活用した支援にも取り組みます。 また、介護予防フェスティバルを全年齢向けのイベントとして実施し、若い世代にも介護予防の重要性を周知していきます。 ・介護予防フェスティバル実施日 11月10、11日	高齢者支援課 介護予防推進係
		②介護予防総合センター(ラクっちゃ)の専門職による地域での活動支援	A	a			
		③介護予防事業の評価分析と効果の発信	A	a			
		④介護予防リーダーの養成及び活動支援の充実	A	a			
		評価	A	a			

第2章 高齢者分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業 (小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価 (令和5年4月～令和5年9月)	今後の取組予定 (令和5年10月～令和6年3月)	担当課
2 認知症と共生する地域づくり【重点施策】	(1) 認知症の理解と予防の充実	①認知症に対する予防の推進	A	a	認知症講演会を開催し、認知症の正しい知識の普及啓発に取り組みました。参加者には認知症予防事業の参加を勧めるなど、認知症の理解促進につながる工夫を講じました。	区民に加え、企業等に対する認知症の理解や予防に関する事業も効果的に実施することで、認知症の人が安心して暮らせる地域を目指します。 ・認知症サポーター養成講座 区民向け 1回、区立中学校向け 10回(各学校1回)、区内企業向け 随時開催 ・地域型認知症予防事業 1コース(1コース6日間)、脳健康度テスト 1回 ・認知症サポーター養成講座 1コース	高齢者支援課 高齢者相談支援係
		②認知症サポーターやボランティアの養成の推進	A	a	また、認知症サポーター養成講座を区民や区内の大学、区内企業向けに開催し、認知症の普及啓発や地域で見守る体制の強化につなげています。		
		評価	A	a	・認知症サポーター養成講座：19回、1,120名 ・認知症講演会：51名/回(9月14日)・認知症予防実践事業：7回215名		
	(2) 本人と家族への相談体制等の充実	①若年性認知症相談対応の充実	A	a	若年性認知症については、パンフレットによる普及啓発とともに相談先を周知し、更には多職種で相談対応を行い、フォローが必要な区民を適切な支援先につなげることができています。	みんなとオレンジカフェは多くの方が参加でき、またその認知度が更に高まるよう、大学や民間施設など区有施設以外の場所でも開催していきます。また、高齢者相談センターで開催する認知症カフェと連携し、身近な場所で認知症カフェに参加でき、本人と家族が必要なときに気軽に相談できる体制をさらに充実させます。 ・みんなとオレンジカフェ 33回開催 ・高齢者相談センターdeオレンジカフェ 各地区高齢者相談センターで随時開催	高齢者支援課 高齢者相談支援係
		②オレンジカフェ(認知症カフェ)による支援	A	a	定期的にみんなとオレンジカフェを開催し、認知症専門医による相談など日常生活や介護に対する不安解消につなげるとともに、地域の企業(社員)や区内大学生にも参加いただき、参加者同士の交流のほかに相談体制の充実を図り、認知症を地域で支える環境整備に努めています。		
		評価	A	a	・若年性認知症パンフレットを区有施設で配布 ・みんなとオレンジカフェ 27回360名		
	(3) 適切なサービスの利用の促進	①認知症早期発見の推進	A	a	認知症の疑いがある人や医療が中断している人に対し、区と高齢者相談センター及び認知症疾患医療センターの連携による「認知症初期集中支援チーム」が訪問等の支援を行い、適切な受診やサービスにつなげ、認知症の早期発見及び早期対応に取り組んでいます。	認知症の人や家族が状態に応じた適切なサービスを利用できるよう、認知症ガイドブックを積極的に活用してサービスの普及啓発を行います。また、医療機関等関係機関に初期集中支援チームを周知し、初期の人に限らず医療やサービスが中断している困難事例に対してもチームを積極的に活用します。 ・認知症初期集中支援チーム パンフレット1000部作成・配布 ・認知症ガイドブック 4500冊配布	高齢者支援課 高齢者相談支援係
		②サービスの相談とコーディネート	A	a	また、港区認知症ガイドブック(認知症ケアパス)の内容を修正し、認知症の普及啓発とサービスの周知を行っています。昨年度までは窓口や区民講座による配布にとどめていましたが、区民が手に取りやすい区有施設で広く自由配布する方法に改善し、認知症に関するサービスの積極的な周知、サービスの利用促進につながっています。		
		③認知症の人へのサービスの周知	A	a			
		評価	A	a	・認知症初期集中支援チーム 対象者数3人、相談件数10件 ・認知症ガイドブック：区有施設で配布		
	(4) 認知症を支える体制の構築	①地域と連携した認知症支援体制の充実【新規事業】	A	b	みなと認知症サポート店の認定件数は、金融機関や港区薬剤師会の協力を得て、新たに14件を加え、累計56件となりましたが、目標値(累計140件)の4割にとどまっています。現在、区内郵便局への協力を求めており、引き続き、関係団体等への働きかけ等を通じて、認定件数の増加に取り組んでいます。	みなと認知症サポート店の推進のため、高齢者が訪れる機会の多い地元の商店や薬局などに事業への協力を丁寧に求め、地域における見守りの更なる強化に取り組めます。 また、区と高齢者相談センター及び認知症疾患医療センターの連絡会を通じて、日頃の相談内容の傾向や取組状況の情報共有を進め、認知症の早期発見、早期対応に繋げていきます。 ・薬局や郵便局向け認知症サポーター養成講座の開催 ・商店、薬局、郵便局等への「みなと認知症サポート店」の協力依頼	高齢者支援課 高齢者相談支援係
		②認知症疾患医療センターとの連携	A	a	認知症疾患医療センターの医師や看護師等を招き、日ごろの相談内容や取組状況の情報の共有を進め、ケース対応等に活用できています。		
評価		A	a	・みなと認知症サポート店認定件数：14件(累計56件)			

第2章 高齢者分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和5年4月～令和5年9月）	今後の取組予定（令和5年10月～令和6年3月）	担当課
3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実【重点施策】	(1) 高齢者福祉サービスの充実	①高齢者の在宅生活の支援の充実	A	a	ひとり暮らし高齢者等の安全な在宅生活を支援するため、いきいきプラザ職員に対し救急通報システムの制度を周知し、いきいきプラザに来館する高齢者への設置促進に積極的に対応できるようになりました。 住み替えが必要で住宅に困窮している高齢者世帯を対象に、民間賃貸住宅や債務保証会社を紹介していますが、実績が少ない等の課題があったため、債務保証会社の初回保証委託料助成の要件を実態に即し見直しました。その結果、昨年度1年間で6件だった実績に対し、今年度は9月末までの半年間で5件の実績となりました。	コミュニティバス乗車券や補聴器購入費助成事業などを実施し、高齢者の健康増進と外出機会の確保に取り組むとともに、高齢者が地域で安心して在宅生活を送れるよう在宅支援サービスの充実に取り組みます。 また、住宅に困窮している高齢者への支援策である民間賃貸住宅入居支援事業において、実績が少ないという課題に対し、引き続き、より効果を発揮できる事業となるよう制度の改善に向けた検討を進めます。 区発行の高齢者サービスの案内パンフレットをより分かりやすく発進できるよう、適切な更新のほか、伝わる日本語を徹底し、広報紙やX等で効果的に周知するなど、必要な人に必要な情報が行き届くよう取り組み、高齢者の在宅生活を支えます。	高齢者支援課 在宅支援係 高齢者福祉係
		②ひとり暮らし等高齢者向け在宅生活支援サービスの充実	A	a	高齢者サービスの案内パンフレットの作成にあたっては、毎年4月発行であるため、早期に関係課と掲載内容の調整を行うなど、分かりやすい内容となるよう取り組みました。また、各種事業を効果的に広報紙やX等で発信することで、サービスの周知や事業参加の促進につなげるなど、高齢者の在宅生活を効果的に支援できています。		
		③高齢者の住まいの確保・支援	A	a	高齢者サービスの案内パンフレットの作成にあたっては、毎年4月発行であるため、早期に関係課と掲載内容の調整を行うなど、分かりやすい内容となるよう取り組みました。また、各種事業を効果的に広報紙やX等で発信することで、サービスの周知や事業参加の促進につなげるなど、高齢者の在宅生活を効果的に支援できています。		
		④わかりやすい高齢者福祉・介護サービスの情報発信	A	a	高齢者サービスの案内パンフレットの作成にあたっては、毎年4月発行であるため、早期に関係課と掲載内容の調整を行うなど、分かりやすい内容となるよう取り組みました。また、各種事業を効果的に広報紙やX等で発信することで、サービスの周知や事業参加の促進につなげるなど、高齢者の在宅生活を効果的に支援できています。		
		評価	A	a	・救急通報システム申請者数：115人・補聴器購入費助成事業助成件数：144件・自立支援住宅改修給付助成決定件数：35件		
	(2) 介護サービスの充実	①介護予防・生活支援サービスの充実	A	a	昨年度、相互援助サービスの担い手が増員されたことで、介護予防・生活支援サービスが新たな圏域で開始されるなど充実してきています。 介護保険施設の整備に係るスケジュール変更後は、三田一丁目と南青山二丁目の小規模多機能型居宅介護施設について、それぞれ令和5年4月と7月から工事に着手しました。東麻布二丁目の小規模多機能型居宅介護施設については、基本設計を進めています。一方、南青山一丁目の特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームの複合施設については、入札の不調によって、工事着工に遅れが生じています。	介護予防・生活支援サービスでは、高齢者相談センター等との連携を強化し、同サービスの円滑な提供と「みんなと元気塾」や相互援助サービスの充実に取り組みます。 介護保険施設の整備について、芝浦四丁目用地の複合施設は、令和4年7月から工事に着手しています。その他の工事未着手の土地でも、予定通り工事の着手に向け取り組んでおり、引き続き、関係部署との調整を進めます。 介護人材の確保・支援のため、港区福祉のしごと面接・相談会を開催（障害者福祉課との合同開催）するほか、介護サービス事業所向け研修と介護職員研修受講費用助成の継続に加え、10月から新たに介護支援専門員の更新費用助成を開始します。 介護サービス事業所における介護ロボット等導入を促進するため、引き続き、相談専用窓口を活かした補助事業を実施することで、介護現場の生産性向上に繋げていきます。 介護保険制度の円滑な運営として、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合、住宅改修等の点検、介護給付費通知、介護事業者に対する運営指導等介護給付の適正化を着実に実施していきます。	高齢者支援課 介護予防推進係 保健福祉課 福祉施設整備担当 介護保険課 介護事業者支援係 介護給付係
		②介護保険施設等の整備・充実【年次計画事業】	B	a	介護予防・生活支援サービスでは、高齢者相談センター等との連携を強化し、同サービスの円滑な提供と「みんなと元気塾」や相互援助サービスの充実に取り組みます。 介護保険施設の整備について、芝浦四丁目用地の複合施設は、令和4年7月から工事に着手しています。その他の工事未着手の土地でも、予定通り工事の着手に向け取り組んでおり、引き続き、関係部署との調整を進めます。 介護人材の確保・支援のため、港区福祉のしごと面接・相談会を開催（障害者福祉課との合同開催）するほか、介護サービス事業所向け研修と介護職員研修受講費用助成の継続に加え、10月から新たに介護支援専門員の更新費用助成を開始します。 介護サービス事業所における介護ロボット等導入を促進するため、引き続き、相談専用窓口を活かした補助事業を実施することで、介護現場の生産性向上に繋げていきます。 介護保険制度の円滑な運営として、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合、住宅改修等の点検、介護給付費通知、介護事業者に対する運営指導等介護給付の適正化を着実に実施していきます。		
		③介護人材の確保・支援	A	a	介護人材の確保・支援として、港区福祉のしごと面接・相談会の開催に向けた準備や周知のほか、介護職員研修等受講費用の助成や介護サービス事業所向け研修を実施しています。また、介護保険サービス従事者永年勤続表彰式開催に向けた準備を進めています。 ICT等の支援に係る新たな相談窓口を設置し、導入費用補助金の対象者を区内全介護サービス事業所に拡大するなど、総合的な導入支援を実施するとともに、8月末には普及啓発イベントを札ノ辻スクエアで開催しました。		
		④ICT等を活用した介護現場への支援【新規事業】	A	a	介護人材の確保・支援として、港区福祉のしごと面接・相談会の開催に向けた準備や周知のほか、介護職員研修等受講費用の助成や介護サービス事業所向け研修を実施しています。また、介護保険サービス従事者永年勤続表彰式開催に向けた準備を進めています。 ICT等の支援に係る新たな相談窓口を設置し、導入費用補助金の対象者を区内全介護サービス事業所に拡大するなど、総合的な導入支援を実施するとともに、8月末には普及啓発イベントを札ノ辻スクエアで開催しました。		
		⑤介護保険制度の円滑な運営	A	a	介護人材の確保・支援として、港区福祉のしごと面接・相談会の開催に向けた準備や周知のほか、介護職員研修等受講費用の助成や介護サービス事業所向け研修を実施しています。また、介護保険サービス従事者永年勤続表彰式開催に向けた準備を進めています。 ICT等の支援に係る新たな相談窓口を設置し、導入費用補助金の対象者を区内全介護サービス事業所に拡大するなど、総合的な導入支援を実施するとともに、8月末には普及啓発イベントを札ノ辻スクエアで開催しました。		
	評価	A	a	・訪問型サービス：延2,706件・生活援助サービス：延23件・相互支援サービス：延54件・通所型サービス：延1,236件・みんなの倶楽部：延76人・みんなと元気塾：延1,719件			
	(3) 介護にあたる家族への支援	①介護家族会への支援	A	a	各高齢者相談センターで介護家族の会を開催し、介護についての不安や悩みなどを安心して気楽に話し合える場を提供しています。参加者の少ない地区ではオンライン開催を実施し参加者の増加に努めました。 介護家族に休息が必要ときや、在宅での介護が一時的に困難な場合等に、在宅で介護を受けている高齢者が短期間の入所ができるよう、3種類のサービスを提供しています。	介護家族サポーター養成講座を実施し、介護家族の会を支援するボランティアの養成に取り組みます。 短期の入所サービスについては、広報やX（旧ツイッター）による広域的な周知に加え、個別の案内やチラシ配布など、施設利用者やケアマネに対する個別周知の取組も強化し、更なる利用促進を図ることで、対象者や介護家族の支援を継続していきます。	高齢者支援課 高齢者相談支援係 高齢者施設係
		②宿泊デイサービスの実施	A	b	デイサービスから引き続き宿泊できる宿泊デイサービスについては、台場地区を中心に6泊の実績がありました。認知症高齢者介護家族支援では、感染症の状況変化及びチラシなどを通じた再周知によって、昨年度後期と比較し実績が伸びています。また、緊急医療短期入所では、14泊の実績がありました。要介護者のベッドを確保しておくことにより、高齢者を緊急で受入れる体制を常に維持でき、対象者の最終的なセーフティーネットとなり生活の安心に繋がっています。		
		③認知症高齢者の短期入所の実施	A	b	デイサービスから引き続き宿泊できる宿泊デイサービスについては、台場地区を中心に6泊の実績がありました。認知症高齢者介護家族支援では、感染症の状況変化及びチラシなどを通じた再周知によって、昨年度後期と比較し実績が伸びています。また、緊急医療短期入所では、14泊の実績がありました。要介護者のベッドを確保しておくことにより、高齢者を緊急で受入れる体制を常に維持でき、対象者の最終的なセーフティーネットとなり生活の安心に繋がっています。		
		④緊急医療短期入所の実施	A	b	一方、3種類全てのサービスについて、想定件数には届いていない状況であり、利用者やケアマネ向けの更なる周知が必要です。		
評価		A	b	宿泊デイサービス：6泊、緊急医療短期入所：14泊 認知症高齢者介護家族支援：26泊			

第2章 高齢者分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業 (小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価 (令和5年4月～令和5年9月)	今後の取組予定 (令和5年10月～令和6年3月)	担当課
4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	(1) 安全・安心を支え合う地域づくりの推進	①高齢者相談センター（地域包括支援センター）の相談機能の充実	A	a	高齢者相談センター連絡会で、消費者センター、社会福祉協議会及び介護予防総合センターの利用状況や相談内容等を共有するとともに、意見交換を行い、相談業務に関する知識及びスキルの向上に努めています。また、福祉総合窓口では、相談内容に応じて、医療機関や介護事業者、成年後見人等と連携し、総合的に相談対応できる体制の充実を図りました。	高齢者相談センター連絡会（毎月開催）で、消費者被害に関する対応事例等の共有を図り、多職種による連携及び協働に取り組むほか、高齢者相談センター職員向けの研修（虐待に関する研修）を実施します。 また、福祉総合窓口の対応事例等を共有し、多職種連携の推進を図りながら、相談体制の充実を図ります。 総合的なセーフティネットワークの構築のため、民生委員・児童委員、警察、消防などの関係機関や地域で活動する団体等で構成する高齢者地域支援連絡協議会のほか、地区高齢者支援連絡会を開催し、地域での日々の見守りや認知症高齢者への支援、虐待の防止、消費者被害の防止などの取組について協議を進めていきます。 9月末までの熱中症対策の取組を振り返り、エアコン助成事業の内容をはじめ、令和6年度以降の同対策の充実・強化に向けた検討を進めます。  ・高齢者相談センター連絡会 毎月1回 ・高齢ケース事例研修 今年度あと3回 ・高齢者地域支援連絡協議会 年2回（12月予定） ・地区高齢者支援連絡会 各地区年2回	高齢者支援課 高齢者相談支援係 在宅支援係
		②ふれあい相談員によるひとり暮らし等高齢者の見守りの充実	A	a	各地区のふれあい相談員が、ひとり暮らし等高齢者を訪問し、困りごとなどの相談を受けるとともに、民生委員・児童委員、高齢者相談センター等と連携して、高齢者の生活実態に即した支援につなげています。		
		③高齢者セーフティネットワーク構築の推進	A	a	今年度は、早い段階から熱中症対策として、パンフレットを町会・自治会のほか区有施設等へ配布するとともに、民生委員・児童委員に周知を依頼するなど取組を強化しました。また、エアコン購入費助成の利用促進などを含め、訪問電話やふれあい相談員の訪問時等の注意喚起などにも取り組んでいます。		
		④高齢者の熱中症予防の推進	A	a	各高齢者相談センターを中心に、福祉総合窓口の相談内容の共有などのほか、地域で高齢者を支え、見守る取組を推進しています。		
		⑤医療・介護・保健・福祉が連携した相談体制の充実	A	a	・高齢者相談センター連絡会（毎月）6回開催の開催回数：1回・エアコン購入費助成事業助成人数：44人		
		評価	A	a			
	(2) 高齢者の権利の擁護	①高齢者虐待対応支援の充実	A	a	虐待の困難ケースへの対応は、総合支所や高齢者相談センター間で丁寧かつ綿密な情報共有を行うことで、職員のスキルアップが図られています。また、区職員向け虐待対応研修では、関係機関等も参加し、虐待対応を担う職員のスキルアップにつなげています。	高齢者地域支援協議会において高齢者虐待の情報を共有することで、区内関係機関との連携を図るとともに、区職員向け虐待対応研修を開催し、関係機関に受講を呼び掛け、高齢者虐待対応を担う職員のスキルアップを図っていきます。 また、高齢者相談センターの事業や個別支援において、成年後見利用支援センターと連携し、成年後見制度の周知を行うことで理解や利用促進につなげます。さらに、消費者センター等と情報を共有するなど、連携強化を図ります。  ・区職員向け虐待対応研修 年5回 ・高齢者地域支援連絡協議会 年2回（12月予定） ・高齢者相談センター連絡会 毎月1回	高齢者支援課 高齢者相談支援係
		②成年後見制度の理解と利用の促進	A	a	各高齢者相談センターが主催する区民向け事業では、成年後見制度の利用促進や消費者被害の防止のため、周知内容の充実を図り、受講者からは、非常に好評で次回開催の要望も多くありました。		
		③消費者被害の防止	A	a	虐待の早期発見、詐欺等の消費者被害の防止に努め、高齢者の尊厳や権利を守る取組につなげています。		
		評価	A	a	・職員向け研修：3回実施 ・高齢者相談センター連絡会(社会福祉協議会・消費者センター参加)：6回実施		
	(3) 災害時等の安全の確保	①高齢者の防災対策の支援	A	a	風水害の発生に備えて自ら作成するマイ・タイムラインについて、各地区のいきいきプラザで講習会を開催するなど、周知・啓発に取り組んでいます。	家具転倒防止器具助成案内リーフレット及び防災用品あっせんの周知を継続します。高齢者に向けたマイ・タイムラインの啓発は、港区社会福祉協議会や高齢者相談センター等と共有し、幅広く取り組んでいくほか、災害時避難行動要支援者登録名簿の取組も介護事業者等に向け、啓発を充実させていきます。 災害時の福祉避難所として協定を締結した高齢者施設においては、避難計画に基づく防災訓練を実施します。また、備蓄物資の管理及び買換えの支援を行います。 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行されましたが、引き続き、区から事業所に対し、平時からの感染症対策の徹底を促すとともに、PCR検査費用助成事業を実施します。	防災課 地域防災支援係  高齢者支援課 高齢者福祉係 高齢者施設係  介護保険課 事業者支援係
		②災害時の安否確認と避難に向けた支援	A	a	高齢者の安否確認や支援体制を確保するため、同意者の災害時避難行動要支援者登録名簿を警察、消防、民生委員・児童委員等に提供する体制を整えました。また、支援関係者と平常時の支援についても情報を共有するほか、介護事業者の研修等を活用して個別避難計画の作成を促すなど、高齢者の安全・安心につなげています。		
		③施設等における災害時の支援	A	a	高齢者施設長会で、災害発生時の要介護高齢者等の受け入れに必要な備蓄物資の配備状況を確認するとともに、災害対応訓練の実施を依頼しました。また、感染症対策として、新型コロナウイルス感染症が5類に移行された後も施設内でのマスク着用やこまめな手指消毒などを徹底しているほか、区内の高齢者福祉施設等の職員や利用者が受けたPCR検査の経費の助成事業を周知し、きめ細かな支援に取り組んでいます。		
		④高齢者施設における感染症対策の充実【新規事業】	A	a	・マイタイムライン講習会 5回開催（計31人参加）		
		評価	A	a			
(4) 生活支援体制の整備の推進	①生活支援体制整備事業の充実	A	a	高齢者地域活動情報サイトでは、生活支援コーディネーターが中心に収集した地域活動や地域資源、イベントなどを積極的に掲載しました。特に、単発の講演会やイベント情報の更新を頻回に行い、上半期で143件を掲載するなど、サイトの魅力向上に努め、高齢者に多くの地域情報を提供することができています。	高齢者の在宅生活を支える取組を推進するため、生活支援体制推進会議を年2回（6月、12月）開催し、地域の様々な活動団体と情報共有や連携を強化します。 高齢者地域活動情報サイトには、シルバー人材センターや（公財）東京しごと財団等の掲載を充実させ、さらに高齢者の就業に関する情報も発信していきます。また、高齢者の社会参加の促進に向け、生活支援コーディネーターが収集した地域活動等の情報や地域の支え合い活動を支援します。 相互支援サービスの充実を図るため、引き続き、シルバー人材センターと協議し、担い手の育成に努めます。  ・生活支援体制推進会議 年2回（12月予定）	高齢者支援課 在宅支援係 介護予防推進係	
	②生活支援に関連する地域活動情報の収集・提供	A	a	生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の地域活動の拡充に向けた取組が推進しています。			
	③生活支援サービスの担い手の育成	A	a	・生活支援体制推進会議の開催回数：1回 ・高齢者地域活動情報サイト登録件数：721件			
	評価	A	a				



港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

【基準日】  
令和5年9月30日

第3章 障害者分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業(小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価(令和5年4月～令和5年9月)	今後の取組予定(令和5年10月～令和6年3月)	担当課
1 障害者が安心して暮らせる環境の整備【重点施策】	(1) 心のバリアフリーの普及	①差別解消の取組の推進	A	a	障害者に対する差別解消や理解促進に向け、広報紙での点字ブロックに関する記事を掲載するなど普及啓発に取り組むとともに、新任職員向けに、障害者差別解消法や障害特性を踏まえた配慮などに関する研修を実施しました。参加者アンケートでは、「窓口対応など今後の業務に役立つ」などの意見がありました。	職員研修の開催や、広報紙、啓発冊子、ホームページ、区が運用している「障害者支援アプリ」など様々な媒体を用いて広く情報発信することで、障害者に対する差別解消や理解促進に取り組んでいきます。また、障害者への理解を深め、地域住民や企業等との交流の場となる「ヒューマンぶらざまつり」や「障害者週間記念事業」を開催する予定です。 このほか、障害者本人の生活を豊かにするとともに、障害者への理解がより一層深まるよう、文化芸術やスポーツを通じたイベントや体験会、研修会などに取り組みます。 ・10月29日 ヒューマンぶらざまつり(各年度1回) ・12月2日 障害者週間記念事業(各年度1回) ・1月19日～2月14日 地域で共に生きる障害児・障害者アート展(毎年度実施) ・10～3月(各月1回) ソーシャルサーカス(各年度10回) ・11、12月 みなとシネマフェスタ(毎年度実施) ・障害者スポーツ普及研修(毎年度2回)	障害者福祉課 障害者福祉係 生涯学習スポーツ振興課 スポーツ振興係 地域振興課 文化芸術振興係
		②心のバリアフリーの推進	A	a	また、障害者週間記念事業の開催に向け、障害者団体等で構成する実行委員会を開催し、意見交換しながら準備を進めています。 このほか、サーカスの技術の練習を通じてコミュニケーション力を育むソーシャルサーカスや、音声ガイドや字幕などによって、障害のある人もない人も一緒に楽しめるバリアフリー映画会やバリアフリー演劇を開催開催しました。バリアフリー演劇の参加者からは、「手話と劇の融合を初めて見て、心遣いや構成に感動した」などの声が寄せられました。		
		③障害者スポーツ・文化芸術イベントの振興	A	a			
		評価	A	a	・障害者週間記念事業実行委員会：4回 ・ソーシャルサーカス：4回(6～9月、各月1回)計37名参加 ・バリアフリー映画会：2回(8、9月)		
	(2) 権利擁護の取組の推進	①成年後見制度の理解促進の支援	A	a	障害者や家族に対して、親なき後に障害者の生活を支える制度の理解を促進するため、成年後見制度も含めた「障害者の親なき後の権利擁護・財産管理について」研修を実施しました。	成年後見制度の活用が必要な障害者やその家族などに対して、制度の活用について適切に判断いただけるよう、福祉総合窓口の障害相談支援員が、制度についてわかりやすく説明するなど成年後見制度への理解を促進します。 また、障害もある人が自分の意思を反映させた生活が送れるよう、地域の事業所に国の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を周知します。 障害者の尊厳や権利を守るために、11月に、障害福祉サービス提供事業所等の施設長、サービス管理責任者や従業者に対して、障害者虐待に関する研修等を実施するとともに、今年度中に障害者虐待防止マニュアルを改訂します。	障害者福祉課 障害者支援係 障害者相談支援担当
		②虐待防止に関する取組の推進	A	a	障害者虐待防止マニュアルの改訂に取り組むとともに、障害福祉サービス提供事業所等を対象とした、障害者虐待防止の体制整備や職員の意識向上のための研修等について、11月の実施に向けて準備を進めています。		
		評価	A	a	・「障害者の親なき後の権利擁護・財産管理について」研修：1回(9月)		
	(3) 障害者の多様な意思疎通支援	①障害特性に応じた意思疎通手段の利用の促進	A	a	障害特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進を図るため、手話の啓発冊子や動画を作成し、普及啓発に取り組んでいます。また、手話通訳者を養成するための講習会を開催するとともに、小・中学校(小学4年生、中学2年生を対象)に手話出張講座を行い、手話言語の理解促進に取り組んでいます。	小・中学校への手話出張講座については、実施校の拡大に向けて、区立小・中学校に加えて、区内の私立の小・中学校にも声かけを行っていきます。 また、引き続き10月以降も、タブレットやスマートフォンの操作方法や機器貸与期間終了後の契約手続などについて相談できる相談会を毎月2回開催します。 ・毎月第2・4木曜日 タブレット・スマートフォン相談会 ・10、12、1月 手話出張講座(小学校2校、中学校2校)	障害者福祉課 障害者福祉係 障害者支援係
		②手話言語の理解促進【新規事業】	A	a	さらに、音声コードの活用、ICTを活用した遠隔手話通訳サービス、ブッシュ型の障害者支援アプリなど、多様な手法を用いて情報発信することで、障害者が必要な情報を確実に取得し、サービスの利用につなげています。 このほか、昨年度に引き続き、ICT機器の操作が不慣れな障害者が、生活に必要な情報の取得やオンラインによる申請手続を円滑に行えるよう、7・8月にスマートフォン、9・10月にタブレットの操作講習会を開催し、あわせて機器を6か月間無償で貸与するとともに、操作方法等の相談会を毎月2回開催しています。講習会や相談会の参加者からは、「大変役に立った」「親切に教えていただき、分かりやすかった」などの声が寄せられました。		
		③ICTを活用したコミュニケーション支援【新規事業】	A	a			
		評価	A	a	・手話出張講座：小学校3校 ・障害者支援アプリダウンロード数(9月末)：1,241件 ・スマートフォン講習会参加者数：12人 ・タブレット講習会参加者数：11人		
	(4) 障害者が暮らしやすい生活環境の充実	①住まいのバリアフリー化の支援	A	a	在宅の重度障害者(児)に対し、電動式児童扉の設置や、浴室・トイレ・洗面台交換などの給付を行い、住まいのバリアフリー化の支援をしています。	障害者の住生活の課題に対し、ケースワーカーや理学療法士等、多職種の連携により質を確保するとともに、ケースワーカーの住宅設備改善に関する理解と知識の向上を図ります。 また、障害のある方の自立した日常生活や社会生活を確保するため、引き続き、港区バリアフリー基本構想に基づき、公共施設や公共交通機関の整備・改善などのバリアフリー化を推進します。 ・11月 ケースワーカー勉強会 ・1月 港区バリアフリー基本構想推進協議会 ・11月 港区バリアフリー基本構想推進協議会麻布地区部会(まち歩き点検)	障害者福祉課 障害者給付係 地域交通課 交通対策係
②バリアフリー化の計画的な推進		A	a	また、港区バリアフリー基本構想に基づき、施設管理者や交通事業者等で構成された港区バリアフリー基本構想推進協議会を開催し、各事業の実施状況について報告を行いました。			
評価		A	a	・住宅改修：12件 ・港区バリアフリー基本構想推進協議会：1回(6月)			
(5) あらゆる危機から障害者を守る支援の充実	①新たな感染症などの危機から障害者を守る支援の強化【新規事業】	A	a	災害時に障害者の安全を確保できるよう、区内5か所の障害者を対象とした福祉避難所の施設長と意見交換会を開催し、各施設の防災対策の状況や災害時の職員確保に関する課題などを確認するとともに、避難所運営マニュアルの実効性を高めるために専門家による現行マニュアルの分析、福祉避難所の職員が防災から避難所の開設や運営までの流れを示した動画作成や図上訓練(HUG)の準備に取り組んでいます。	福祉避難所意見交換会を開催し、福祉避難所の施設長や防災担当者とともに専門事業者のアドバイスを得ながら、10月には災害時の職員の対応を想定した図上訓練(HUG)の実施、年度内に避難所運営マニュアルの見直し、避難所の円滑な開設・運営のための動画作成に取り組まします。 また、11月に、障害保健福祉センターにおいて、障害者や家族への訓練や講演を通じて、防災に関する情報の提供や、防災に役立つ製品の紹介などを行う障害者参加型の防災訓練を実施します。 さらに、地域の障害福祉関連事業所と連携し、障害のある人の安否確認や福祉避難所への応援体制について、具体的な検討を進めていきます。 ・10、11、1、3月 福祉避難所意見交換会 ・11月18日 障害者参加型の防災訓練	障害者福祉課 障害者福祉係 障害者支援係 防災課 防災係	
	②障害者の災害時支援体制の整備	A	a	また、障害者や家族の防災意識の向上のための防災訓練について、11月の実施に向けて準備を進めています。			
	③災害時における意思疎通の支援	A	a	さらに、災害時に的確に情報を得られるよう、文字表示付きの港区防災ラジオを購入し、聴覚障害者又は音声の聞き取りにくい区民で希望する方に有償で配布するとともに、区民避難所となる施設も含めた区立施設に、遠隔で手話通訳を利用できるQRコード案内を設置し、災害時に区民避難所においても手話が必要な方が手話で意思疎通できる体制を整えています。			
	評価	A	a	・福祉避難所意見交換会：1回(8月) ・文字表示付き港区防災ラジオ配布数：44台 ・遠隔手話用QRコード案内：232施設			

第3章 障害者分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業(小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価(令和5年4月～令和5年9月)	今後の取組予定(令和5年10月～令和6年3月)	担当課
2 障害者の生活を 支えるサ ービスの充 実	(1) 日常生活を支える サポート体制の充実	①福祉総合窓口の活用による 包括的な相談体制の構築	A	a	各総合支所の福祉総合窓口では、障害者福祉課(障害者基幹相談支援センター)から障害相談支援員を派遣し、障害者の相談に応じるとともに、保健や福祉等の関係機関の連携強化に取り組んでいます。 また、地域生活支援拠点事業により、障害者の「親亡き後」の生活等を地域で支援するため、地域生活支援拠点コーディネーターが障害者の利用登録や地域の事業所の特徴の把握に取り組んでいます。本事業により、今までサービスを利用していなかった人が、サービスの利用を開始するなど、一定の効果は見られます。一方で、登録者の日中活動、住まい、財産管理など「親亡き後」の生活プランを作成しながら、障害者や家族とともに話し合っていく必要があります。	障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるために、福祉総合窓口において、障害相談支援員が相談を通じて障害のある人やその世帯が抱える課題を的確に把握し、関係機関につなげていきます。 地域生活支援拠点事業では、事業所連絡会や事業所への訪問などにより、相談支援事業所や地域の障害福祉サービス提供事業所に事業内容を周知し、利用登録者や協力事業所を増やすとともに、登録者の親亡き後の住まいや日中活動などを示した生活プランを作成していきます。 また、地域生活支援拠点コーディネーターが相談支援事業所と現状や課題を共有しながら、地域で利用できるサービスや不足しているサービスを把握し、その情報をもとに障害者福祉課が新たな事業の実施や事業所への支援策等を検討していきます。 日中の居場所提供事業は、利用者や事業所へのアンケート結果をもとに事業改善に取り組みながら、各地区で事業展開を拡大できるよう事業所に協力を働きかけていきます。 ・日中居場所提供事業登録事業所の増：4事業所から8事業所に拡大	障害者福祉課 障害者支援係 障害者相談支援担当
		②地域生活支援拠点における 支援の充実	A	b	さらに、日中活動の場の充実として、区立障害保健福祉センターにおける生活介護や就労継続支援の活動終了後の居場所の確保や、移動支援利用時の休憩場所の提供などに取り組むとともに、令和4年10月から開始した日中の居場所提供事業の協定締結事業所や利用者を増やし、障害のある人の余暇支援や家族の就労支援に取り組んでいます。		
		③日中活動の場の充実	A	a	さらに、日中活動の場の充実として、区立障害保健福祉センターにおける生活介護や就労継続支援の活動終了後の居場所の確保や、移動支援利用時の休憩場所の提供などに取り組むとともに、令和4年10月から開始した日中の居場所提供事業の協定締結事業所や利用者を増やし、障害のある人の余暇支援や家族の就労支援に取り組んでいます。		
		評 価	A	a	・地域生活支援拠点事業登録者数：41人 ・日中居場所提供事業登録事業所数：5事業所 登録者53人		
	(2) 地域生活への移行の 促進	①地域移行支援の推進	A	b	本年9月には、区の入所施設の入所者1名が、障害者グループホームに転居し、地域移行しましたが、計画で見込んだ人数には至っていない状況です。今後も、更なる地域移行を促進するため、適切に相談に応じる相談支援専門員のスキルアップや、地域で暮らすための住まいやサービスの充実に取り組む必要があります。	地域移行支援の推進については、引き続き入所施設からの地域移行の促進に加え、長期入院をしている障害のある方が地域で自分らしく生活を送れるよう支援するため、相談支援専門員のスキルアップのための研修等を継続するとともに、地域生活支援拠点事業のコーディネーターが相談支援専門員や福祉総合窓口と連携し、地域移行に必要な住まいやサービスなど地域資源の把握に努めることができるよう、支援していきます。 障害者グループホームについては、令和7年の開設に向けて南青山二丁目用地では工事を着実に進めています。また、南麻布三丁目用地では、本年10月から日中サービス支援型グループホーム等の整備計画の策定に着手する予定であり、入居対象者や必要となる設備について検討するとともに、障害者家族や関係機関などへの意見の聞き取りを実施します。 短期入所の充実については、引き続き緊急受入れ、家族のレスパイトなど多様な機能を果たしていくとともに、医療的ケアが必要な障害者の受入れについても、医療職員の体制を確保した上で、今後より一層積極的に進めていきます。また、障害保健福祉センターの短期入所において、利用予約が集中する現状を踏まえ、予約方法の改善を検討します。 ・12月 地域移行支援に関する勉強会	障害者福祉課 障害者支援係 障害者施設係  保健福祉課 福祉施設整備担当
		②障害者グループホームの 設置・整備支援【年次計画事業】	B	a	障害者グループホームの設置・整備支援については、南青山二丁目用地において、当初予定の整備スケジュールから遅れたものの、本年7月から工事に着手しました。また、南麻布三丁目用地の日中サービス支援型グループホームについては、整備計画策定支援事業者選考を本年7月から実施し、9月に事業候補者を選考しました。		
		③短期入所の充実	A	b	短期入所の充実については、事業を運営する各施設において、利用者の障害特性等に配慮しながら、緊急受入れや生活体験、家族のレスパイトなど多様な機能を果たすとともに、本年7月には、医療的ケアが必要な利用者の受入れも開始しました。一方で、区立障害保健福祉センターでは利用予約が集中し、一部の利用者において、希望する日時に利用できない場合があります。		
		評 価	B	b	・地域移行実績：1件 ・障害者グループホーム(南青山二丁目用地)：7月工事着工		
	(3) 医療的ケア児・者をは じめとした障害特 性に 応じた支援の充 実	①医療的ケア児・者に対する切れ目な い支援	A	a	令和5年5月に、区のホームページに医療的ケアに関する情報をまとめた特設ページを作成し、医療的ケアが必要な方や家族に必要な情報をわかりやすく発信しています。また、医療的ケアが必要な方への支援を充実するため、医療的ケア児の家族会との意見交換会を実施し、生活実態やニーズを把握するとともに、医療的ケアが必要な方を支援する関係機関の協議の場について、10月の開催に向けて準備を進めています。	医療的ケアが必要な人が安心して障害福祉サービス等を利用できるよう、生活介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスでの看護師の確保や定員の拡大に取り組んでいます。 医療的ケアが必要な方を支援する関係機関の協議の場について、10月に準備会を開催し、年度内に本格設置できるよう準備を進めます。 高次脳機能障害については、引き続き理解促進事業による周知啓発をするとともに社会参加へ向けた支援を行っていきます。 発達障害支援については、引き続き講演会など発達障害の周知啓発するとともに、日頃の相談対応、本人の居場所支援や家族への支援を充実し、地域のニーズや課題を把握していきます。 ・高次脳機能障害者理解促進事業：9月 講演会、2月 研修会 ・発達障害セミナー：10月12日(学校向け)、2月29日(企業向け)	障害者福祉課 障害者支援係 障害者施設係
		②障害特性に応じたきめ細かな支援	A	a	また、高次脳機能障害については、理解促進事業として講演会や研修会のほか、相談会を毎月開催しています。発達障害支援については、発達障害者支援室による相談支援に取り組むとともに、発達障害の周知啓発を目的とした講演会や、発達障害のある人を雇用している企業の実例等を紹介する雇用促進の講演会を実施しました。		
		評 価	A	a	・医療的ケア児の家族会との意見交換会：1回(7月) ・高次脳機能障害者理解促進事業：相談会 6回、研修会 1回(9月) ・発達障害理解促進講演会：1回(4月)、発達障害者雇用促進講演会：1回(7月)		
		①障害福祉サービス等事業所に関する 第三者評価機関の活用の促進	A	a	令和5年4月より、区内の障害福祉サービス等事業所に対し、送迎バス等の安全対策実施に係る申請への助言や、令和5年度義務化となった身体拘束等の適正化のための支援を行いました。また、区内の障害児通所支援事業所に対し、令和5年度より、家賃助成に加え、送迎、重度障害者療育、延長療育について補助を実施しています。本制度活用には、第三者評価機関の受審を条件としているため、下半期に受審費用助成事業の申請がなされます。		
②障害福祉サービス事業者への支援	A	a	令和5年4月より、区内の障害福祉サービス等事業所に対し、送迎バス等の安全対策実施に係る申請への助言や、令和5年度義務化となった身体拘束等の適正化のための支援を行いました。また、区内の障害児通所支援事業所に対し、令和5年度より、家賃助成に加え、送迎、重度障害者療育、延長療育について補助を実施しています。本制度活用には、第三者評価機関の受審を条件としているため、下半期に受審費用助成事業の申請がなされます。				
③障害児通所支援事業者への支援 【新規事業】	A	a	令和5年4月より、区内の障害福祉サービス等事業所に対し、送迎バス等の安全対策実施に係る申請への助言や、令和5年度義務化となった身体拘束等の適正化のための支援を行いました。また、区内の障害児通所支援事業所に対し、令和5年度より、家賃助成に加え、送迎、重度障害者療育、延長療育について補助を実施しています。本制度活用には、第三者評価機関の受審を条件としているため、下半期に受審費用助成事業の申請がなされます。				
評 価	A	a	・第三者評価受審問合せ件数：7件(給付実績0件) ・実地指導件数7件(22事業所)				

第3章 障害者分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和5年4月～令和5年9月）	今後の取組予定（令和5年10月～令和6年3月）	担当課
3 特別な配慮の必要な子どもへの支援 【重点施策】	(1) 早期からの相談支援の充実	①総合的な相談支援窓口の充実	A	a	今年度から、児童発達支援センター（ばお）が、保健所などばお以外の場所でも行うアウトリーチ型の相談の場（ばお はったつのひろば）を設け、ばおの支援を開始するまでの間の相談や、ばおに相談するのを検討している方の体験的な相談の支援に取り組んでいます。	課題である学齢期の支援の充実に向けて、職員体制の強化や職員のスキルアップ、支援スペースの確保などに取り組んでいきます。 地域の療育の力を高められるよう、地域の関係機関や事業所と研修や連絡会を通じて、療育のネットワークを積極的に構築していきます。 ・R5年度中 第2回障害児通所支援事業所連絡会	障害者福祉課 障害者支援係 障害者施設係
		②区立児童発達支援センターにおける支援体制の強化	A	b	また、7月に、地域の障害児通所支援事業所の連絡会を開催し、事業所の支援で工夫していることや課題の共有を行いました。今後、児童発達支援センターの役割である地域支援を更に強化し、民間事業所の特徴の把握や専門的なスタッフによる民間事業所の支援の質の向上に取り組む必要があります。		
		評価	A	a	・総合相談対応件数：909件 ・ばお はったつのひろば：6回（ばお3回、保健所3回） 23人 ・障害児通所支援事業所連絡会：1回（19事業所参加）		
	(2) 特別な配慮の必要な子どもに対する生活の支援	①保育園との併用通所の充実	A	a	保育園との併用通所は、当初の利用人数10人から47人と増えており、児童が集団生活に適応できるための支援に加え、家族の就労支援にも寄与しています。		
②放課後対策の充実		A	a	また、今年度から、元麻布保育園障害児・医療的ケア児クラスとの併用通所も開始しました。 放課後対策では、児童発達支援センターでの発達特性のある子どもに心理士などによる放課後等デイサービスを提供するとともに、障害保健福祉センターでの重症心身障害児への放課後等デイサービスも、18時までの預かり事業に取り組むなど利用者数が増えている状況です。			
③障害のある子どもが児童館等で快適に過ごせる体制の整備		A	a	児童館・学童クラブ等では、配慮を必要とする利用する児童に対して、指導員が適切な対応ができるよう、留意点や対応方法などについて、臨床心理士等による巡回指導の実施や研修を行い、障害のある子どもが快適に過ごせる体制を整備しています。			
評価	A	a	・併用通所利用者数：47人 ・医療的ケア・重症心身障害児対応放課後等デイサービス登録者数：24人				
4 障害特性に応じて就労できる 仕組みづくり	(1) 一般就労への移行と就労定着支援の強化	①福祉施設から一般就労への移行の推進	A	a	区の就労支援センターかもめを中心に、地域の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）で構成している就労支援ネットワーク会議を実施しています。その会議では、ハローワークと連携した研修などを活用し、企業からの求人状況、一般就労へ移行した事例や各事業所の現状や課題を共有することで、障害者就労支援に役立てています。	就労支援ネットワーク会議では、ハローワークと連携して障害のある人の一般就労の現状について研修を行うとともに、各事業所の日頃の支援から地域の課題を抽出して、自立支援協議会などを活用し、課題解決に取り組んでいきます。 分身ロボットを活用した働き方の推進では、分身ロボットにより働く方を増やしていき、勤務場所も区有施設などにも拡大できるように調整していきます。また、この取組を積極的に社会に情報発信することにより、企業における新たな障害者就労の機会を充実させていきます。 ・就労支援ネットワーク会議予定回数：年間6回 ・分身ロボットを活用して就労する予定者数：1人	障害者福祉課 障害者支援係
		②障害者の就労支援ネットワークの強化	A	a	また、分身ロボットを活用した働き方の推進では、福祉売店はなみずきでの勤務時間や日数を増やすとともに、障害保健福祉センターみなのカフェタンポポ、企業のマルシェや全国連携マルシェにも参加して新たな働き方を周知啓発しました。現在、新たに分身ロボットを活用して就労する方の調整を進めています。		
		③ICTを活用した就労支援の充実	A	a			
	評価	A	a	・就労支援ネットワーク会議実施回数：2回 ・分身ロボットを活用している就労者数：3人			
(2) 支援機関の連携による就労支援の充実	①就労支援事業所の連携による共同受注の推進	A	a	共同受注については、61件、7,396,943円の実績があり、障害のある人の工賃等の向上に寄与しています。	共同受注については、引き続き、積極的に企業へアプローチするとともに、契約の不調を防ぐために地域の事業所の特徴を事前に把握しながら、新たな販路の開拓に取り組んでいきます。 また、障害者就労施設等からの物品等優先調達目標額を令和5年度は1億1,000万円と設定し、引き続き障害者就労施設等への優先的な発注に取り組んでいきます。 さらに、超短時間雇用の促進については、超短時間に適した仕事と障害のある人とのマッチングに取り組み、区や民間企業において事例の一つひとつ積み重ねて、港区における超短時間雇用の仕組みを構築していきます。	障害者福祉課 障害者支援係 障害者福祉係	
	②障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	A	s	また、障害者就労施設等からの物品等優先調達方針を毎年度策定し、区が調達する目標額を設定するとともに、職員向けに区内事業所の事業内容を周知し、発注につなげています。その結果、平成30年度以降、調達実績額が目標額を上回り、直近の令和3年度についても、目標額1億900万円に対し、調達実績額は約1億4,159万円となりました。			
	③就労機会の確保	A	a	さらに、障害特性により長い時間働くことができない障害のある人のための超短時間雇用の促進では、企業から切り出した仕事と障害のある人のマッチングに取り組み、現在まで11名の方が就労に結びついています。			
評価	A	a	・共同受注実績：61件 ・超短時間雇用の促進マッチング数：5事業所 11人				

港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

【基準日】  
令和5年9月30日

第4章 健康づくり・保健分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業 (小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価 (令和5年4月～令和5年9月)	今後の取組予定 (令和5年10月～令和6年3月)	担当課
1 感染症対策の強化・推進【重点施策】	(1) 感染症対策の充実	①感染症対策の充実	A	a	保育園・高齢者施設などの社会福祉施設で感染症が発生した際に、各施設が保健所へ発生状況を速やかに報告できるよう、区ホームページに発症者の報告様式と感染対策の実施状況のチェックリストを掲載しました。これにより、施設での個別の状況に基づく、迅速で的確な指導及び助言が可能となりました。 また、結核健診については、定期健康診断の受診勧奨や接触者健診など適切に実施し、重症化防止策等を図っています。 さらに、保健所を会場としたHIV・梅毒検査は、令和5年4月から即日検査にして月2回実施しています。定員は30名から50名に拡大し、性感染症の早期発見、早期治療につなげています。	感染症サーベイランスを注視し、感染症への正しい知識の普及・啓発を随時行います。また、ハイリスク者への結核健診やHIVや性感染症検査も重点的に行います。  ・冬場の感染症講習会（1回） ・結核講演会（年1回）、服薬支援研修会（年1回） ・区立中学でのHIV・性感染症啓発授業（6校） ・大学でのHIV・性感染症普及啓発（東海大学）	保健予防課 感染症対策担当
		②結核対策の強化	A	a			
		③HIV感染症/エイズ・性感染症の予防に関する普及・啓発	A	a			
		評価	A	a			
	(2) 新型コロナウイルス感染症等新たな感染症への対応	①新型コロナウイルス感染症等新たな感染症への対応【新規事業】	A	a	新型コロナウイルス感染症の5類移行の際には、広報みなどや、SNS等の複数の媒体を用いて、変更点等の情報を発信しました。また、7月から区ホームページに、港区版の感染症週報を掲載して感染症の発生動向を周知し、区民の感染症に関する適切な予防行動につなげています。	港区版の感染症週報により、東京都と港区における感染症の発生動向を周知するとともに、発生動向を踏まえた感染症の予防等についての正しい情報を区民が活用しやすい媒体を用いて、積極的に発信します。また、感染症の発生やまん延時に、国、東京都及び区内医療機関等と連携し、地域における感染症対策を機動的に実施できる体制を整備するための計画を策定します。	保健予防課 感染症対策担当
		評価	A	a	港区感染症週報のホームページの掲載回数：12回（7月10日～9月30日）		
	(3) 予防接種の充実	①環境整備の推進	A	a	HPV（子宮頸がん予防）ワクチン定期予防接種及び接種勧奨の差し控えにより機会を逃した方へのキャッチアップ接種については、新たな接種対象者全員に予診票と国が作成したチラシ等を送付し、効果や副反応等の情報を正しく理解した上での接種に繋がった結果、令和5年度接種数は7月の時点で令和4年度接種1年間の数とほぼ同じとなっています。 なお、感染症における地域対策の観点から、企業内診療所がある区内企業8社と連携して風しん第5期抗体検査・予防接種を行い、港区在勤者の受検率、接種率向上に努めました。	定期予防接種の未接種者に対する勧奨はがきを送付します。また、小学校の就学時健診の場で、予防接種の接種漏れを確認するブースを設置するなどの接種率向上に向けた取組を行います。 ・HPVワクチンキャッチアップ、麻しん風しん（MR）混合ワクチン等の勧奨はがきの送付（約10,000枚） ・予防接種接種漏れ確認対応ブースの設置（最大19校） ・区立中学校および区内大学の学園祭等で、HPVワクチン予防接種のチラシの配布（7校） ・高齢者インフルエンザワクチン接種を勧奨するチラシを10月に開催される長寿を祝う集いで配布（2,620枚）	保健予防課 感染症対策担当
		②定期予防接種の接種率の向上	A	a			
		評価	A	a			
2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進	(1) 地域医療体制の充実	①周産期医療・小児医療の充実	A	a	休日診療、小児初期救急事業を通じて、区民が夜間や休日の急な体調不良時に受診できる医療提供体制を確保しています。 また、かかりつけ医の普及・啓発については、医師会と定期的に情報交換を行い、広報みなどや「みなど医療BOOK」へ掲載をしていきます。	医師会や歯科医師会、薬剤師会をはじめ、地域の医療機関と定期的な意見交換を実施する予定です。 また、かかりつけ医に関しては、広報みなど10月21号で記事を掲載予定です。引き続き、区民が体調不良時、夜間・休日に必要な医療を受けることができるよう、区内関係団体や医療機関と連携を図るとともに、周知を充実してまいります。  ・周産期医療・小児医療連携協議会（1～3月頃/年1回） ・港区かかりつけ医機能推進委員会（医師会主催/年1回参加） ・夜間・休日診療、小児初期救急診療室の継続実施	保健予防課 地域医療連携担当
		②休日・夜間診療体制等の充実	A	a			
		③かかりつけ医に関する普及・啓発	A	a			
		評価	A	a			
	(2) 災害時における保健・医療体制の整備	①災害医療体制の整備	A	a	港区災害医療連携会議病院部会を5月に実施し、医療機関や関係団体等と意見交換を行いました。港区災害医療合同訓練については、緊急医療救護所を設置する12病院でテント設置訓練を行う他、通信訓練やトリアージ演習、受援訓練等を行う予定です。母子救護所運営訓練については、助産師会やDMAT等と打ち合わせを行い、10月に実践的な訓練を実施予定です。 また、在宅で人工呼吸器を使用し、災害時個別支援計画作成している人を対象に自家発電装置と蓄電池の給付を行っており、停電時等における支援体制の整備に引き続き取り組んでいます。	引き続き、医療機関や区内関係機関等との会議や災害時の訓練等を通じ、災害時の保健医療体制を整備していきます。  ・災害医療合同訓練（11月予定） ・母子救護所運営訓練（10月予定） ・港区災害医療連携会議（年1回、3月頃を予定）	保健予防課 地域医療連携担当
		②妊産婦等への災害時支援体制の整備	A	a			
		③医療依存度が高い人への支援体制の整備【新規事業】	A	a			
		評価	A	a			
	(3) 支え合いによる地域保健活動の強化	①地域リハビリテーション体制の充実	A	a	①切れ目のないリハビリテーションサービスの提供のため、会議委員や関係課と意見交換を行っています。今年度は、新型コロナウイルス感染症による外出控えを解消するための運動をテーマにした区民講座を区中央部リハビリテーション支援センターと実施しました。 ③登録団体は現在58団体です。健康づくりサポーターが実施する活動について広報みなどや区ホームページ等で情報発信しています。 ④食生活改善に取り組んでいる民間団体の活動を支援するため、国や都からの通知や講演会等の情報提供を随時行っています。	①年明けに港区地域リハビリテーション推進会議を実施し、区民講座の報告や回復期リハビリテーション病院に対して行ったアンケート調査を報告し、会議委員や関係課と意見交換を行います。 ③健康づくりサポーターの活動について随時情報発信しながら、健康をテーマにした教室等を開催し、区民の健康づくりを支援します。 ④保健所主催の講演会や健康講座を案内し、民間団体の活動がスムーズに行えるよう支援します。	保健予防課 地域医療連携担当  健康推進課 健康づくり係
		②難病対策の充実	A	a			
		③健康づくりサポーターによる活動の促進	A	a			
		④地域における健康づくり活動の促進	A	a			
評価		A	a	①区民講座（9月） ③活動回数10回			

第4章 健康づくり・保健分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和5年4月～令和5年9月）	今後の取組予定（令和5年10月～令和6年3月）	担当課
3 子どもの健康を守る体制をつくる【重点施策】	(1) 産後母子ケア事業の推進	①妊産婦への支援の推進	A	a	妊産婦が安心して出産・子育てができるよう、助産師等の専門職による母子保健相談、妊婦全員面接、サロン事業と合わせて、4月から宿泊型の産後ショートステイ事業の契約医療機関を拡大するとともに、デイサービス事業、乳房ケア事業を新たに実施し、産後母子ケア事業の更なる推進に取り組んでいます。 また、生殖補助医療の保険適用化を踏まえ、特定不妊治療費（先進医療・自由診療）の助成を継続実施しています。	引き続き、妊産婦が安心して出産・子育てができるよう相談体制の充実に努めます。 産後ケア事業においては、令和5年4月に拡大したショートステイ事業の契約医療機関や新規に開始したデイサービス事業、乳房ケア事業が安定的・効果的に展開できるよう体制整備に努め、産後母子ケア事業の更なる充実に努めます。	健康推進課 地域保健係
		評価	A	a	母子保健相談件数：産婦631件、妊婦61件 妊婦全数面接：1,056件（いずれも4～8月） 産後ショートステイ事業利用者数：138件 特定不妊治療費助成件数：53件 特定不妊治療費助成（先進医療・自由診療）件数：139件（いずれも4～8月）		
	(2) 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化	①母子相談体制等の充実	A	a	福祉総合窓口の相談機能を活かし、引き続き関係機関や職種間の会議を通じて連携を強化するとともに地区担当保健師による支援体制を強化します。 また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をより一層強化するため、個々のニーズに応じて必要な支援に繋ぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する「港区出産・子育て応援事業」を新たに開始しました。	福祉総合窓口の相談機能を強化するため、引き続き関係機関や職種間の会議を通じて連携を強化するとともに地区担当保健師による支援体制を強化を進めます。区の「子ども家庭センター」機能の検討を進めます。 また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をより一層強化するため、個々のニーズに応じて必要な支援に繋ぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する「港区出産・子育て応援事業」を、より安定的・効率的に実施できるよう、体制整備に努めます。	健康推進課 地域保健係
		②子どもの健康づくり体制の推進	A	a			
		評価	A	a	こんにちは赤ちゃん訪問634件(4～7月まで)、すくすく育児相談月1回実施、グループお母さんの時間月1回実施、母子メンタルヘルス相談月2回実施、子ども健康読本編集委員会1回開催		
	(3) 乳幼児健康診査の推進	①乳幼児健康診査の推進	A	a	乳幼児健診において、様々なアンケートを活用して育児状況を確認し、必要な相談支援を行っています。また、3歳児健診の受診率向上のため、隔月土曜日実施・別医療機関実施への一部償還払い制度を継続し、受診しやすい環境を整備しています。	引き続き健診実施体制を見直しつつ各乳幼児健診を行うほか、3歳児健診については、引き続き受診しやすい土曜日にも開催し、受診率向上に取り組めます。	健康推進課 地域保健係
		評価	A	a	4か月児育児相談月2回実施、1歳6か月児歯科検診月2回実施、3歳児健診月3回実施、経過観察児健診月1回実施、3歳児健診の土曜日実施実績 3回（隔月）		

第4章 健康づくり・保健分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和5年4月～令和5年9月）	今後の取組予定（令和5年10月～令和6年3月）	担当課
4 健康づくりの積極的支援	(1) 生活習慣病等の予防・改善	①健康診査及び保健指導の充実	A	a	特定健康診査の受診率向上と生活習慣病の予防による健康の保持増進を図るため、例年、特定健康診査対象者に圧着はがき、SMS（ショートメッセージサービス）による受診勧奨を行っています。令和5年度は、より確実な勧奨に繋げるために、受診勧奨対象者を抽出する際に過去の受診履歴から分類し、対象者の特徴に合わせた勧奨内容で勧奨しました。 受診率が伸び悩んでいる若年層の子宮頸がん検診周知のため、受診券に同封するリーフレットを新たに作成しました。 出張講座の生活習慣病予防教室を3回、健康教育（講習会）を3回、健康相談を6回実施しました。	若年層向けの区民健診（30健診）や子宮がん検診を、SNSやホームページを効果的に利用して周知していきます。特に子宮頸がん検診未受診者に向け、再勧奨はがきをリーフレット同様に新たに作成して発送します。 引き続き、健康講座や健康相談を実施し、生活習慣の改善に向けた取り組みを実施していきます。	健康推進課 健診事業担当 健康づくり係
		②生活習慣の改善に向けた支援	A	a			
		③女性の健康対策の充実	A	a			
		評価	A	a			
	(2) 口と歯の健康づくりの充実	①母子歯科保健の充実	A	a	就学前の乳幼児期の月齢に対応した健診と相談を実施しており、1歳6か月児歯科健診を12回、3歳児歯科健診を21回、1歳児、2歳児が主な対象となるバースデー歯科健診を6回実施しました。4歳・5歳・6歳児を対象として、歯科医療機関へ委託して行うすこやかちゃんフッ素塗布を6月から実施しています。 歯科保健事業の情報交換や情報共有、連携をはかるため、7月に歯科保健事業推進協議会を開催しました。また、個別に開催していたお口の健診検討会と口腔がん検診検討会を同時開催し、口腔保健事業を区と有識者や歯科医師会との連携強化を図りました。	乳幼児歯科健康診査では、コロナ5類移行に伴い口腔内での歯磨き指導件数を増やすことで、保護者の仕上げ磨きの技術向上と知識獲得により子どものう蝕罹患率減少に努めます。 障害者が身近な地域の歯科医療機関で受診することができるよう、区内歯科医療機関の歯科医師に障害者歯科研修会を実施する予定です。また、障害者対応の可能な歯科医院の一覧の案内リーフレットを作成し、12月頃に配布を行う予定です。	健康推進課 健康づくり係
		②ライフステージに応じた口腔保健の充実	A	a			
		③障害者歯科保健の充実	A	a			
		評価	A	a			
	(3) こころの健康づくりの推進	①こころの病気への理解の促進	A	a	・幅広い世代の区民に向け、区のホームページで随時こころの健康づくりに関する情報発信や、9月～10月に「こころといのちを支えるキャンペーン」を実施し、保健所や支所、図書館などの区有施設にてパネル展示啓発物の配布、啓発映像の放映を行い、普及啓発を実施しました。 ・保健師や精神科医師による相談、いのちのサポート相談、アウトリーチ支援事業などの相談事業を実施し、区民や関係機関からの相談や支援を行いました。また、令和5年4月から、夜間のつらい気持ちへの相談に対応するため「港区夜間いのちの相談ダイヤル」を新たに開始しました。	区民向け講演会を4回実施予定です。10月も引き続きこころといのちのキャンペーンを継続実施し幅広い世代に向けた普及啓発に努めます。毎月の事業や相談についても継続して行います。	健康推進課 保健指導調整担当
		②こころの健康の相談支援の充実	A	a			
		③こころの病気の人への支援の推進	A	a			
		評価	A	a			
	(4) 自殺対策の推進	①職場のメンタルヘルスの推進【新規事業】	A	a	SOSの出し方講座を中学校で実施しました。講座実施後のアンケートでは9割の生徒が「ゲートキーパーとして身近な人の話を受け止めようと思う」と回答しており、理解を深めてもらうことができました。 また、インターネット検索連動広告による相談窓口の周知、自殺対策SNS相談支援事業など、若者が利用しやすいツールを使用して周知などを実施しました。	教育委員会と連携したネットワーク会議やSOS対応研修、職場のメンタルヘルス講演会を実施予定です。 教育委員会との連携について保健主任会に出向き自殺対策に関する講座を実施予定です。 また、引き続き若者が若者が利用しやすいツールを使用した周知・事業を実施していきます。	健康推進課 保健指導調整担当
		②若者の自殺予防に向けた取組の推進【新規事業】	A	a			
		評価	A	a			
(5) たばこ対策の推進	①禁煙支援の充実	A	a	禁煙支援薬局や保健所において禁煙相談を実施し、世界禁煙デーの周知啓発を行うなど、禁煙支援を推進しました。 飲食店への巡回業務・窓口相談を実施し、標識の掲示確認及び啓発を行っています。苦情が寄せられた飲食店他に対して、立入調査、電話確認により、指導啓発を行いました。	禁煙相談を毎月1回開催します。禁煙小講話を11月に開催します。 環境課と連携し、環境課・各地区総合支所協働推進課・健康推進課・各委託事業者による担当者会議に参加予定です。	健康推進課 受動喫煙防止対策担当	
	②受動喫煙防止対策の普及・啓発・指導等の推進	A	a				
	評価	A	a				禁煙相談：毎月、禁煙小講話：2回、巡回・窓口相談報告会：毎月

第4章 健康づくり・保健分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和5年4月～令和5年9月）	今後の取組予定（令和5年10月～令和6年3月）	担当課
5 がん対策の強化・推進	(1) がんの早期発見の推進	①死亡率減少効果の認められたがん検診の推進【新規事業】	A	a	令和3年度から2か年にわたり開催した「港区が実施するがん検診の検討会」（検討会）において、今後の方向性が示されました。これを踏まえ実施しています。	令和5年度から実施した事項について、実績の推移を注視するとともに、その実績を踏まえて、令和6年度からの取組の方向性を具体化させていきます。	健康推進課 健診事業担当
		②がん検診の受診率の向上を目的とした検診体制の充実【新規事業】	A	a	がん検診全般として、検診実施医療機関に対しては、検診期間前の説明会において検討会で議論した内容を周知し、検討会座長のよる精度管理に関する講演会を開催しました。一方、受診者に対しても案内冊子のがん検診のメリット・デメリットを記載を厚くし、検診前の医師からの同様の説明を受けて納得して受診する方法に改正しました。		
		③がん検診の質の向上【新規事業】	A	a	受診率が伸び悩んでいる若年層の子宮頸がん検診周知のため、受診券に同封するリーフレットを新たに作成しました。		
		評価	A	a	精度管理に関する講演会開催（6月）、指針に基づく検診の医療機関向けのチェックリストに調査開始（6月）、肺がん二重読影時におけるAIによる判定の活用方法検討開始（7月から）		
	(2) 地域で支えるがん対策の充実	①がん相談の充実【新規事業】	A	a	①看護師以外に、医療ソーシャルワーカーや社会保険労務士、アピアランスアドバイザー、管理栄養士と多職種が相談対応にあたるケースも定着してきており、多職種で良好なコミュニケーションをとりながら、相談対応をおこなっています。相談件数 108件（9月時点）	「がん対策みなと2023」（令和5年11月3日（金・祝）開催）では、 ・講演会 講師 神戸カエデクリニック 関本 雅子先生 「息子からの贈り物～母として、緩和ケア医として～」 ・ゴスペルコンサート CHA, ゴス（メンバーの一人、がんサバイバーでういケアみなど利用者）等を予定しています。 引き続き、緩和ケアに関する情報発信、普及啓発を行い、全世代に向けて、ういケアみなどの周知を進めていきます。 また、患者・家族支援事業としての「くつろぎカフェ」「すみれサロン」等地域の交流も深め、事業を展開していきます。	健康推進課 地域保健係
		②がんの知識に関する普及・啓発【新規事業】	A	a	②がん教育イベント（令和5年8月19日（土）開催）のアンケートで小学生から「健診」「予防」等のキーワードが出てきていました。引き続き、ホームページ、イベント等でがん知識に関する情報を発信していきます。		
		③がん治療と仕事の両立支援【新規事業】	A	a	③引き続き、栄養セミナー、栄養相談、ウェルネスセミナー、両立支援セミナー等を実施し、がん治療と仕事の両立支援に繋げていきます。		
	評価	A	a	相談件数 108件（9月時点）			
6 快適で安心できる生活環境の確保	(1) 食品の安全の確保	①食の安全・安心に関する事業の充実	A	a	食中毒や食品への異物混入防止のため、飲食店等への監視を計画的に実施しました。特にHACCPに沿った衛生管理の丁寧な説明や資料を配布し、制度の導入支援を行い、食品衛生の向上を図りました。また、飲食店等に対し業態別に講習会を実施しました。消費者に対し、8月を食中毒予防月間とし資料配布やデジタルサイネージで動画の放映を行うとともに、生涯学習出前講座や子どもを対象とした手洗い教室を実施し食品衛生の普及啓発を図りました。出前講座のアンケートでは「とても分かりやすかった」が73%「分かりやすかった」が27%でした。	引き続き、港区食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を実施し、その監視結果等を公表するとともに、HACCPに沿った衛生管理が全ての飲食店等に定着するよう、様々な機会を捉え、支援します。 また、11月に区民向け令和6年食中毒予防カレンダーの配布を行うとともに、食品衛生消費者懇談会を4年ぶりに集合形式で実施（Webでの動画配信も継続）し、区民等とのリスクコミュニケーション等を通して、食品衛生の普及啓発を図り、食の安全・安心を確保します。	生活衛生課 食品広域監視係
		②食中毒対策の推進	A	a			
		評価	A	a	①飲食店等の監視件数：4,560件、②食品除去検体数：84検体、③生食用食肉取扱施設監視件数：14件、④業態別講習会実施回数及び参加者数：7回、110人 ⑤出前講座回数及び参加者数：3回、31人		
	(2) 医療・医薬品の安全の確保	①区民への情報提供及び相談体制の充実	A	a	医療相談窓口において、区民や区内医療機関利用者に対して臨床経験のある看護師による相談対応を行いました。医療機関や医薬品販売業者等に対しては、立入検査を適宜実施したほか、苦情等が生じた施設への調査を実施し、区内の医療・医薬品に関する安全・安心の確保に努めました。また、適切な医療安全体制を整備できるよう、各事業者に対して国等の通知について郵送や区ホームページを通じて情報提供しました。	区民や区内診療所等の利用者が活用しやすいよう医療相談窓口を周知していきます。また、医療安全推進協議会を定期的に開催し、地域における医療の安全と信頼の向上を図るとともに、区内医療機関向けに研修を実施し、医療の質向上を目指します。さらに引き続き、区内診療所等や医薬品販売業者等に対し適宜立入検査を実施するほか、区ホームページやSNS等を通じて国等の通知について情報提供し、医療の安全・安心を確保します	生活衛生課 医務・薬事係 保健衛生推進担当
		②医療機関等への指導及び情報提供の充実	A	a			
		③医薬品販売業者等への情報提供及び指導の充実	A	a			
		評価	A	a	①医療相談窓口の相談受託件数：134件②医療機関等立入検査件数：206件③医薬品販売業者等立入検査件数：54件（①～③全て4月1日～9月14日）		
	(3) 環境衛生対策の充実	①環境衛生関係営業施設や大規模ビル、水道施設の衛生管理の指導・啓発	A	a	環境衛生関係営業施設等に対する事前指導・立入検査を実施するとともに、循環式浴槽等を使用している施設の水質検査を実施し、レジオネラ症対策について啓発しました。	引き続き、計画に基づいた事前指導、立入検査、水質検査等による指導を行い、衛生基準の確保を図ります。 また、事業者講習会を開催し、衛生管理に関し啓発し、事業の適正な運営を確保します。	生活衛生課 生活衛生相談係 環境衛生指導係 住宅宿泊事業担当
		②宿泊施設の衛生指導、無許可営業施設に対する対策の強化	A	a	ウェブ調査等により、無許可営業施設の調査と指導を実施しました。		
		評価	A	a	環境衛生関係営業施設等への実査監視指導：249件、水質検査：91件、無許可施設指導：3件		
	(4) 快適な生活環境の確保	①室内環境の相談対応を通じた快適生活への助言・啓発	A	a	室内環境等の相談対応・調査を行い、不安が解消されたなどの意見がありました。	室内環境・ねずみ衛生害虫防除・動物愛護等への区民からの相談に対応するとともに、SNS等も活用し情報発信を行います。 区民まつり動物愛護ブースの出展、福祉部門と連携したペット飼育問題勉強会の開催、SNS等を活用した情報発信等により動物愛護の啓発を行います。	生活衛生課 生活衛生相談係
		②ねずみ・衛生害虫の総合的な防除活動の啓発・充実	A	a	去勢・不妊手術費用補助等の飼い主のいない猫対策の支援を行いました。 ねずみ衛生害虫のチラシ配布を実施し、衛生管理の重要性について啓発しました。		
③犬・猫等の動物愛護対策の充実		A	a	動物愛護に関するパネル展示を実施し、終生飼養の考え方の啓発や地域猫活動への理解を求めました。			
評価		A	a	室内環境調査：5件、感染症媒介蚊調査：40カ所、感染症媒介蚊対策：124,623カ所、去勢不妊手術補助：15件、動物愛護パネル展示：3回			

港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

第5章 生活福祉分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和5年4月～令和5年9月）	今後の取組予定（令和5年10月～令和6年3月）	担当課
1 低所得者の生活の支援及び自立施策の充実 【重点施策】	(1) 低所得者の生活の支援	①生活保護制度の適正な運営	A	a	生活保護制度の適正な運営のため、ケースワーカーに対し、研修や事務研究会を4回実施しました。また、被保護者の自立助長のため、就労支援、メンタルヘルス支援、年金の受給権調査など専門の支援員を配置し訪問や調査等を実施しています。生活保護制度を補うために、区独自の見舞金、児童生徒援護、被保護者自立促進事業、無料入浴券、コミュニティバス無料乗車券等の給付を実施しています。路上生活者等への支援として、栄養食の提供や就労等のための交通切符を交付しました。8月からは、栄養食と切符の代替として現金500円を支給しています。また、都区共同で運営する自立支援センターにおいて緊急一時保護や自立にむけた支援を行っています。健康管理支援事業は、本年度で4年目となり、健康保持に対する意識づけに効果がありました。引き続き、被保護者への健康管理上の支援を行うため、保健所が実施した健康診査結果や通院状況等に基づき、生活習慣病の重症化予防を図るため、保健指導を実施しています。	引き続き、事務研究会を実施し、生活保護の適正な実施に取り組むとともに、生活保護の漏給の防止、濫給・不正受給の防止に努めます。被保護者の自立助長のため、専門性を持った支援員とケースワーカーが連携し支援を行います。今後も、都心区である港区特有の状況に合わせて、区独自の法外援護を実施することにより、被保護者世帯の一層の自立に繋がる支援をしていきます。路上生活者に対しては、東京都や特別区と協力し支援を行っていきます。特に長期化・高齢化した路上生活者の地域移行の支援に努めます。保健指導が必要な被保護者に対し、食事や運動等の改善を促し、受給者の健康支援を行います。 ・事務研究会 4回	芝地区総合支所 区民課生活福祉係 生活福祉調整課 生活福祉調整係 自立支援担当
		②生活保護受給者への自立支援の実施	A	a			
		③法外援護の適切な実施	A	a			
		④路上生活者等への支援	A	a			
		⑤健康管理の支援【新規事業】	A	a			
		評価	A	a	調査訪問体制強化事業調査件数 令和5年4～8月分 5,753件		
	(2) 生活困窮者自立支援施策の促進	①生活困窮者への自立支援	A	a	生活困窮者への自立支援として、港区生活・就労支援センターにて相談及び支援を行い、生活全般の課題を把握しながら、ハローワーク品川との連携による就労支援を実施するなど、総合的な支援を実施しました。生活困窮世帯の子どもの学習支援の強化及び進学や就職をサポートすることで貧困の連鎖を防止するため、学習支援事業を実施しました。港区ひきこもり支援調整会議を正式に開催し、関係課及び港社協に加え、学識経験者を招くことで、今後のひきこもり支援策の検討において、専門的な知見を反映しました。また、ひきこもりに関する実態を把握するため、区内60,000世帯に対し「社会参加に関する調査」を送付し、当初の想定を上回る14,079世帯から回答を得ました。	引き続き、港区生活・就労支援センターにおいて、相談者の課題を把握するとともに、ハローワーク品川を活用した就労支援など、関係機関との連携による総合的な支援を実施するとともに、アウトリーチにも取り組んでいきます。生活困窮世帯の子どもに対しては、学習支援を強化するとともに、進学や就職の選択をサポートしていきます。引き続き、ひきこもり支援調整会議において、区のひきこもり支援策について検討を進めます。「社会参加に関する調査」の結果を詳細に分析し、今後の支援策に反映できるよう、正確な実態の把握に努めます。また、市町村プラットフォームの検討を進め、ひきこもり支援に必要なネットワークを構築し、関係部署、関係機関等と連携します。 ・港区ひきこもり支援調整会議 2回	生活福祉調整課 自立支援担当
		②学習支援の充実	A	a			
		③ひきこもり状態等にある方への支援【新規事業】	A	a			
			評価	A			



港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

【基準日】  
令和5年9月30日

第6章 地域福祉分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業（小項目）	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価（令和5年4月～令和5年9月）	今後の取組予定（令和5年10月～令和6年3月）	担当課
1 港区ならではの地域包括ケアの推進【重点施策】	(1) 地域包括ケアの推進体制の充実	①多職種による推進体制の強化	A	a	地域包括ケアを推進するため、多機関・多職種が参加する港区地域包括ケア推進会議を7月に開催し、地域包括ケア推進に関する事業報告及び令和5年度の取組予定のほか、多機関・多職種連携推進のための取組等の報告及び共有を行いました。 また、8月に開催した在宅医療・介護連携推進部会では、在宅療養者の生活の場における医療と介護の連携をテーマに、在宅療養に関する実務者を中心とした意見交換を行い、課題の共有を図りました。	地域包括ケアを推進するため、地域包括ケア推進会議や在宅医療・介護連携推進部会といった会議の場において、地域課題や事例の共有、取組検討等を図り、多機関・多職種連携を一層推進していきます。  ・在宅医療・介護連携推進部会：1月 ・港区地域包括ケア推進会議：2月	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②地域課題等への対応力の強化【新規事業】	A	a			
		③自立した生活を送るための仕組みづくり	A	a			
		評価	A	a			
	(2) 包括的な相談体制の整備	①福祉総合窓口の設置【新規事業】【年次計画事業】	A	a	令和4年8月に各総合支所に福祉総合窓口を設置し、複合的な相談については総合支所が中心となって多職種の専門職で支援方針等の検討を行っています。福祉総合窓口の課題については、福祉総合窓口検証会議で検証し都度改善に取り組みました。 また、福祉に関する相談業務を実施している関係者間の日常的に情報共有を図ることのできる関係づくりを目的に福祉関係機関等連絡会を開催し、複合的課題を抱える世帯をテーマにした事例検証を通し、分野を横断した意見交換から福祉に関する関係者間の良好な関係づくりを図りました。	福祉総合窓口を効果的に機能させるため、現場の状況を把握して福祉総合窓口検証会議を適宜開催し、改善に取り組みます。 また、定期的に福祉関係機関等連絡会を開催し、複合的な課題をテーマにしたグループディスカッションや事例検証等を行い、日常的に情報共有を図ることのできる関係づくりを一層推進し、区民にとって相談しやすい窓口となるよう取り組みます。  ・福祉総合窓口検証会議：随時 ・福祉関係機関等連絡会：1回（11月10日）	保健福祉課 福祉総合窓口推進担当 保健福祉総合調整係
		②関係機関等との連携の強化【新規事業】	A	a			
		③複合的な課題に対応できる体制づくり【新規事業】	A	a			
		評価	A	a			
	(3) 在宅療養等に関する連携の推進	①病院等医療機関との連携の推進	A	a	港区の地域包括ケアの推進に向け、在宅療養を支える地域の医療・介護従事者間のスキルアップを図るとともに、多機関・多職種の連携を一層推進するため、港区地域包括ケア研修会を開催しました。 また、港区地域連携連絡会では、在宅医療・介護に関する関係団体等との関係性の構築を図る目的で開催し、相談対応の検証や社会資源の情報共有及び地域課題に関する検討などの意見交換を図りました。	在宅療養における医療・介護に関する相談対応の検証や社会資源の情報共有及び地域課題に関する検討を図り、関係団体等の関係性づくりを一層推進していきます。 また、各種連絡会では、医療機関や介護と在宅療養等に関する情報共有などの連携強化を図り、地域課題への対応や地域資源の把握・活用を目的に開催します。  ・港区医療機関等連絡会：2回(10、2月) ・港区地域連携連絡会：1回(12月) ・港区地域包括ケア研修会：2回(10、2月) ・港区在宅療養後方支援病床の運用に関する連絡会：2回(11、3月)	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②医療・介護従事者に向けた連携の推進【新規事業】	A	a			
		③在宅医療等に関する連携	A	a			
		評価	A	a			
	(4) 地域を支える仕組みづくり	①相談支援の強化と連携【新規事業】	A	a	在宅生活・療養の支援を推進するため、港区在宅療養相談センターを中心とした支援の仕組みが確実なものとなるよう、区民への周知や関係機関との情報共有を通じた連携強化を図りました。 また、今年度の支援者のための関係機関連携ガイドブックの更新に向け、医療機関や福祉関係機関から意見を聴取しました。	在宅生活・療養の支援を推進するため、港区在宅療養相談センターを中心とした支援の仕組みが確実なものとなるよう、区民への周知や関係機関との情報共有を通じた連携強化を図ります。 また、「支援者のための関係機関連携ガイドブック」は、相談支援の場により実践に役立てるよう内容を更新し発行します。  ・支援者のための関係機関連携ガイドブックの内容更新 ・各福祉関係機関等との連携：研修会や連絡会を随時実施	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②地域で活動する団体との連携【新規事業】	A	a			
		③在宅生活を支援する仕組みづくり【新規事業】	A	a			
		評価	A	a			
(5) 効果的な情報発信	①区民等に向けた啓発【新規事業】	A	a	2024年版みなと医療BOOKの発行に向け、港区医師会と協定を締結しました。（仮称）医療機関等情報検索システムの公開に向け、三師会との調整を行いました。港区在宅療養相談センターや福祉総合窓口等の地域包括ケアに関する情報をホームページ、デジタルサインージ、X（旧Twitter）で周知しました。	地域包括ケアの取組を周知するため、区民公開講座を開催します。また、港区医師会と協定を結んでいる2024年版みなと医療BOOKの発行や、（仮称）医療機関等情報検索システムの公開等により効果的な情報発信を図ります。  ・区民公開講座：2回 ・2024年版みなと医療BOOKの発行：1月 ・「医療機関等情報検索システム」の公開：1月	保健福祉課 保健福祉総合調整係	
	②医療機関等に関する情報の発信【新規事業】	A	a				
	③関係団体との連携強化【新規事業】	A	a				
	評価	A	a				—

港区地域保健福祉計画（令和3年度～8年度）の進捗状況

【基準日】  
令和5年9月30日

第6章 地域福祉分野

【進捗状況】 A：計画通り B：遅延 C：変更

【効果】 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった b：一定の効果があった c：効果がなかった

施策 (中項目)	計画事業 (小項目)	主な取組事業	進捗 状況	効果	主な取組と評価 (令和5年4月～令和5年9月)	今後の取組予定 (令和5年10月～令和6年3月)	担当課
2 港区の地域福祉を支える活動の支援	(1) 地域福祉を推進する体制の整備	①社会福祉協議会との連携・支援	A	a	港区社会福祉協議会が地域に密着した事業を実施し、地域住民が支え合う環境づくりを推進できるよう、社会福祉協議会と協働し、活動の支援を行いました。また、「みなとネット」を支援し、活動の推進を図り、事業者等の地域貢献活動への参加の促進を行いました。	港区社会福祉協議会が地域に密着した事業を円滑に進め、地域住民が支え合う環境づくりを推進する役割を担えるよう、引き続き協働し、活動を支援していきます。 事業者等の地域貢献活動への参加促進のため、引き続き「みなとネット」への定例会開催場所の提供や、広報紙・区ホームページへの活動の掲載、チラシの配布協力を行います。また、「みなとネット」の紹介活動の場である港区地域福祉フォーラムの開催に向けて支援を行います。 災害時の安全確保のため、今後も定期的な名簿の更新とともに、個別避難計画の支援関係者間での共有や制度の周知と理解につながるよう努めます。 港区地域保健福祉推進協議会を2回開催します。(10、1月)	保健福祉課 地域福祉支援係 保健福祉総合調整係  防災課 地域防災支援係
		②事業者等の地域貢献活動への参加の促進	A	a	災害時の安全を確保し、避難行動要支援者に対して実効性のある支援体制を構築するため、支援関係者に名簿を配布するなど平時からの体制確保に努めるとともに、災害時の連携強化に向けて、港区社会福祉協議会による災害ボランティアセンター立ち上げ訓練や災害ボランティア活動推進連絡会を支援しました。		
		③災害時の安全の確保	A	a	区民参画の港区地域保健福祉推進協議会において、港区地域保健福祉計画等改定方針の検討等を行いました。		
		④計画づくり・施策等への区民の参画の促進	A	a	災害ボランティア活動推進連絡会：1回、災害時避難行動要支援者該当者数：3,500人(3月時点)		
		評価	A	a			
	(2) 地域における福祉活動の支援	①民生委員・児童委員、保護司、赤十字奉仕団等への活動の支援	A	a	新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動制限が緩和されたことに伴い、各団体が安全かつ円滑に活動を行うことができるよう支援を行うとともに、活動の周知に取り組みました。	各団体の活動を支援できるよう、支援内容の充実を図るとともに、地域福祉を支える新たな人材の発掘を各団体と協力しながら進めるとともに、団体の活動場所の確保に引き続き取り組みます。 ボランティア活動の活性化と、活動の普及・啓発と育成等の促進を図るため、引き続き港区社会福祉協議会を支援していきます。 また、各浴場での健康入浴推進イベントや公衆浴場無料開放デー等の各種イベントを通じて、区民の衛生保持・健康増進及びコミュニティの場の創出のための取組を引き続き推進します。	保健福祉課 地域福祉支援係
		②ボランティア活動の促進	A	a	ボランティア活動の活性化、普及啓発やボランティアの育成等の促進に取り組む港区社会福祉協議会を支援しました。 区民の衛生保持・健康増進及びコミュニティの場の創出につながるよう、健康入浴推進イベントや公衆浴場無料開放デー等を各浴場で実施しました。また、民間浴場の転廃業防止のため、効果的な支援策を検討する「港区公衆浴場経営対策会議」を開催しました。		
		③公衆浴場の活用と振興の推進	A	a	・民生委員・児童委員協議会啓発パネル展(5月)・“社会を明るくする運動”街頭広報活動(7月)、「青少年健全育成大会in六本木」(7月)、「みなと区民の集い」(7月)・健康入浴推進イベント(4、6、9月)、児童無料開放デー(5月5日)公衆浴場区民無料開放デー(6月20日)、公衆浴場経営対策会議(5、7月)		
		評価	A	a			
	(3) 福祉のまちづくりの推進	①福祉のまちづくりに関する普及・啓発	A	a	ソフト面では、福祉のまちづくりに向けた「心のバリアフリー」に関する普及・啓発のため、7月に「共に生きるみんなの歌と踊りのつどい」、8月には「夏!体験ボランティア(バリアフリー体験)」を港区社会福祉協議会とともにに行いました。また、バリアフリーマップの更新、内容充実に向けた検討や現地調査等を行うとともに、福祉施設や関係団体への案内チラシの配布、区ホームページ等により周知を図りました。	ソフト面では、引き続き、福祉体験学習等の実施やパラスポーツイベント等を通じて、福祉のまちづくりに向けた「心のバリアフリー」に関する啓発普及に取り組みます。バリアフリーマップがより利用しやすくなるよう、主な最寄り駅から区有施設や病院等までのバリアフリー設備を利用したバリアフリーアクセスルートの新規作成に取り組むとともに、バリアフリーマップの更なる周知を図ります。また、区有施設のバリアフリー情報のオープンデータ化に取り組みます。 ハード面では、引き続き、港区バリアフリー基本構想に基づき、道路等の整備・改善等バリアフリーを推進します。	保健福祉課 地域福祉支援係  地域交通課 交通対策係
		②バリアフリーマップの充実と普及	A	a	ハード面では、港区バリアフリー基本構想推進協議会を実施し、点字ブロック配置や音響式信号機の設置についての改善事例を共有しました。併せて、区民委員等からの修繕要望等を関係事業者へ共有し、随時補修対応を行いました。		
		③道路等の整備・改善の推進	A	a	港区バリアフリー基本構想推進協議会1回開催(6月)、事業者部会1回開催(7月)		
評価		A	a				
3 成年後見制度の理解と利用の促進	(1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用	①制度の利用のしやすさの向上【新規事業】	A	a	成年後見制度に関する日常的な相談対応や申立支援を行いました。親族後見人向けニュースレターの発行、後見人等を対象とした座談会の開催により、後見人等の支援に努めました。また、親族向け後見人講座等において制度利用を検討している人への情報提供や周知を行い、制度や区の取組への理解を促しました。	日常的な相談対応や申立支援によって制度利用者への支援を引き続き実施し、親族向け後見人講座の開催によって制度利用検討者に向けた支援を実施します。また、後見人等向け座談会、親族後見人カフェを実施し、後見人等への支援を行います。  ・後見人向け座談会：1月 ・親族向け後見人講座：2月 ・親族後見人カフェ：12月 ・親族向けニュースレター発行：1回	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②利用者の意思決定支援や身上保護の観点を重視した運用【新規事業】	A	a	・後見人向け座談会：2回(5、9月)・親族向け後見人講座：1回(8月)・親族向けニュースレター発行：1回(7月)		
		評価	A	a			
	(2) 権利擁護支援の地域連携の推進	①権利擁護支援の地域連携ネットワークの活用【新規事業】	A	a	団体間の連携強化のための地域連携ネットワーク連絡会や権利擁護支援チームの会議を適宜開催しました。また、多様な担い手確保策として、社会貢献型後見人等候補者養成基礎講習を従来より2か月前倒しで実施するため、7月に説明会を開催し、受講希望者を選考しました。	地域連携ネットワーク連絡会では各団体の取組の共有を行い、団体間連携の強化を図ります。また、本人への適切な支援のため、権利擁護支援チームの取組及びモニタリングを継続的に進めます。さらに中央区と合同でフォローアップ研修等を実施し、社会貢献型後見人等候補者養成の充実を図ります。 ・地域連携ネットワーク連絡会：2回(10、1月) ・社会貢献型後見人等候補者養成基礎講習：5日間(11～12月) ・フォローアップ研修(中央区と合同)：10月13日	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②成年後見等の担い手の確保【新規事業】	A	a	・地域連携ネットワーク連絡会：2回(4、7月)・権利擁護支援チーム会議：30回・社会貢献型後見人等候補者養成基礎講習説明会：2回(7月)		
	(3) 制度の理解と適正な運用の促進	①制度の周知・啓発【新規事業】	A	a	広報媒体を用いた周知及び講座や講演会、相談会等を実施しました。また、民生児童委員や行政機関向けの研修を実施し、制度の理解を深めました。制度の説明動画を作成し出前講座等で活用するなど、わかりやすい情報発信を進めました。そのほか、関係団体との共催による講演会や相談会の開催によって、制度の理解を促しました。	広報紙やホームページ等の多様な媒体の利用や、区民向けの講演会、相談会の実施、さらに様々な団体や場面で講座を実施する等、引き続き制度の周知・啓発を行います。また、制度の適正な運用に向け、研修の実施や関係団体との連携を推進していきます。  ・サポートみなと講演会&相談会：12月 ・一般向けニュースレター発行：1回 ・行政機関向け研修：1回(12月) ・福祉関係者向け研修：2回	保健福祉課 保健福祉総合調整係
		②制度の適正な運用の促進【新規事業】	A	a	・サポートみなと講演会：1回(7月)・関係団体との共催による講演会&相談会：1回(6月)・一般向けニュースレター発行：1回(6月)・民生児童委員向け研修：5地区1回ずつ・行政機関向け研修：1回(5月)		
		評価	A	a			